

第百五十六回国
参議院内閣委員会
會議録第十六号

平成十五年七月三日(木曜日)
午前十時十三分開会

委員の異動

七月二日

松井 孝治君

補欠選任
榛葉賀津也君

七月三日

辞任

吉川 春子君

補欠選任
八田ひろ子君

出席者は左のとおり。

委員長

小川 敏夫君

理事

阿部 正俊君

亀井 郁夫君

森下 博之君

長谷川 清君

委員

阿南 一成君

岡田 広君

竹山 裕君

西銘順志郎君

野沢 太三君

山崎 正昭君

岡崎トミ子君

川橋 幸子君

榛葉賀津也君

白浜 一良君

山口那津男君

八田ひろ子君

島袋 宗康君

黒岩 宇洋君

衆議院議員

登 議 者

中山 太郎君

登 議 者 荒井 広幸君
登 議 者 西川 京子君
登 議 者 福島 豊君
登 議 者 井上 喜一君
登 議 者 五島 正規君
登 議 者 肥田美代子君
登 議 者 近藤 基彦君
修正案提出者 逢沢 一郎君
修正案提出者 山内 功君

国務大臣

副大臣

大臣政務官

事務局長

政府参考人

人 事 官

総務局長

内閣府大臣官房

内閣府政策統括

官

内閣府男女共同

参画局長

財務大臣官房審

厚生労働大臣官 青木 豊君
房審議官
厚生労働大臣官 渡辺 芳樹君
房審議官
厚生労働省政策 水田 邦雄君
統括官

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○少子化社会対策基本法案(衆議院提出)

○参考人の出席要求に関する件

○連合審査会に関する件

○委員長(小川敏夫君) ただいまから内閣委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日までに、松井孝治君及び吉川春子さんが委
員を辞任され、その補欠として榛葉賀津也君及び
八田ひろ子さんが選任されました。

○委員長(小川敏夫君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

少子化社会対策基本法案審査のため、本日の委
員会に政府参考人として、理事会協議のとおり、
人事官佐藤壮郎君外十二名の出席を求め、その説
明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 少子化社会対策基本法案
を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岡田広君 自由民主党の岡田広であります。少
子化社会対策基本法につきまして質疑をお願いし
たいと思います。

まず始めに、前文であります。この要綱の中
に「未曾有の事態に直面している。」と、かつて
ないという、「有史以来」という言葉が書かれて
おります。そういう中で、さきの衆議院の内閣委
員会で修正案が出されました。「もとより、結婚
や出産は個人の決定に基づくものではあるが、」
という言葉が新たに挿入をされたわけでありま
す。

そういう中で、これは、この議案とは直接関連
はありませんけれども、この少子化という言葉が
使われたのが、一・五七ショックという、一九九
二年という中で何ってありますが、それ以来十
三年という歳月が流れました。その中で、いろん
な少子化の議論がありました。人口問題審議会
というのが平成九年の十月に、結婚や出産は当事
者の自由な選択にゆだねられたものであり、社会
が個人に押し付けてはいけないという言葉が書か
れてあります。そして、十一年の十二月、少子化
対策の推進関係閣僚会議で、「結婚や出産は、当
事者の自由な選択に委ねられるべきものであるこ
と。」ということ、個人という言葉は消えていま
すが、今回のこの修正案は個人という言葉が使
われております。人口問題審議会とか関係閣僚会
議では当事者という言葉が使われていますが、当
事者と個人、個人というのは、憲法にも個人の尊
厳ということで、人間ということを意味してある
のだと思いますが、どうも少子化対策の個人とい
うと女性を連想させるといって、そういう考え方
ないわけではないと思っております。
そういう中で、余りやっぱ個人を強調すると
どうなのかなという考え方が私には一つあると思
います。やっぱり、少子化という人口の問題とい
うことよりも人口構成の問題ということが大事な
だろうと、そう思っています。そういう中で、社
会的責任というのが薄れていくのではないかなと

いう、そういう考え方も持っているわけでありすが、まず、その個人というこの言葉の考え方に
ついてお尋ねをしたいと思っております。

○衆議院議員(遠沢 一郎君) 修正案の提出者でござい
ますが、お答えを申し上げたいと思います。

委員御指摘のように、衆議院の段階で、前文に一部修正を加えたところでございます。「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、」という修正案を加えさせていただきます。そして、委員先ほど御指摘のように、少子化対策の様々な議論の中で、今、私の手元にも、「少子化対策推進基本方針について」、これ政府のペーパーでございますが、この中には、「結婚や出産は、当事者の自由な選択に委ねられるべきものであること。」、確かにこのような指摘があるわけでありませう。

そこで、この当事者と、そして個人はということについて御質問、御指摘をいただいたわけでございますけれども、修正を加えさせていただきます。した、私どもが使っておりますこの「個人の決定に基づく」、この個人というのは、意味合いといましては、結婚する男女、結婚する男女、そして子供を作った男女という意味でありまして、政府の文書に記載がございす当事者と正に同じ意味で使用させていただいている、当事者と同じ意味で使用させていただいている、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。

当事者でなく個人という文言を用いたのかということになるわけですが、今申し上げさせていただきますように、両者の相違を意識して使い分けたものでは決してないんだ、「個人の決定」という表現で修正案を与野党間で合意をしたという経緯につきましても是非御理解をいただきたい、そのように申し上げておきたいと存じます。

○岡田広君 この人口問題審議会の中にも個人という言葉が使われていて、括弧して「(男女)」という項目だけ使われているところが一か所だけあります。そういう意味で、個人を男

女というそういう意味だろうと思うんですが、やっぱり国民から見ただけに、そここのところの説明がなかなかされない私は分かりづらいのかなという、そういう考え方を持っているものであります。

そういう中で、もう一つ言葉の問題ですが、人口問題審議会のこの報告書の中では「少子化の進行」という言葉、そして「進展」という言葉が使われています。辞書を引きますと余り差はないような気がしますけれども、ちょうど時を同じくして出されました次世代育成支援法には「進行」という言葉が使われています。今回の議案は「少子化の進展」という言葉が使われています。

そういう中で、さきの衆議院の内閣委員会の修正案の賛成討論の中でも「進行」という言葉が使われていますが、これ別に大した問題ではないと思っておりますが、私は、国民から見た場合分かりますという、次世代育成支援法と直接この議案はかわりがないのかもしませんが、片つ方が、国民から見た場合に、進行と使ったり進展と使う、こういう一元化というそういう考え方はないのかなという、そういう観点に立ちましてこの進展と進行というその考えについてお尋ねするとともに、先ほど個人というお話を伺いましたけれども、そういう中で、この社会的責任というのは私は最大ではないかと申し上げました。そういう中で、「歯止めをかける」という言葉もこれ使われています。話し言葉では確かに歯止めを掛けるという言葉を使いますが、活字にしたらこの歯止めというものはどうか。やっぱり産むことを奨励をするという、産めよ増やせよという、そういう考え方にもとらわれるというふうにも思うんですが、この二点についてお尋ねしたいと思っております。

○衆議院議員(中山太郎君) 今、委員から御指摘のように、「進行」と「進展」という言葉が用いられているのは一体何だろうという御指摘がございました。

結婚される男性、女性、この方々がお考えにな

ることは、私は、御夫婦になられる方の人生の幸せと希望、そういったものを中心にお考えになつていらっしゃる方がほとんどの若い男性、女性の方だろうと思っております。

一方、私ども、国全体の姿というものを絶えず統計に基づいて国家がどうなっていくのかということをお考えの立場にある者から見れば、このままの少子化というか、子供の出生率が落ちていくということが進行していけば、社会の活力というものが、生産年齢人口は二〇〇七年から減少し始めますから、やはり社会全体がどうなるか、百年先の人口予測を人口問題統計所、統計の厚生省関係機関からのデータを見ると、六千四百万から七千万ぐらになつてしまつて、人口全体が。そういう国家の活力というものは一体どうなるのかというのを考えるのは、国民から選ばれた先生方のお立場ではないか、また我々の立場ではないか。

だから、夢と希望に満ちた結婚される若い男女の考え方と、我々国民の代表する人たちが我々の国家の姿というものを統計に基づいて予測して、どういふ国になつていくかということを決えず検討し、その良き方向を求めていくというのが政治家の大きな仕事ではなからうかと思ひまして、進行と進展というものはさほど大きな格差のないものと思ひますが、個人の若い御夫婦から見るとまた違つたお考えをお持ちじゃないかと、私はそのように考えております。当面、燃えるような愛情と夢の中に生きる若い男女でありますから、冷静に国家百年を見ている、政治を行われている先生方のお立場とはおおよそ違つたものであろうと、私はそのように思っております。

○岡田広君 はい、分かりました。

それで、施策の基本理念の中に、男女共同参画社会の形成と相まって、今も中山先生から夢というお話が出ましたが、夢という言葉についてはまた後で質問させていただきたいと思ひますが、男女共同参画社会が進んでいくと少子化も進むんだという考え方がないわけではないと思ひますが、この辺の関係について、この法案の最大の問題点

だろうと思ひますが、考え方を聞かせただけでいいと思ひます。

○衆議院議員(中山太郎君) 男女共同参画社会というものは避けて通れない日本の人口問題だろうと思ひます。

そういう人口問題というよりも労働問題、そういった中で、働きながら家庭生活を続けられる御婦人たちはやはり子供が欲しい方もたくさんいらっしゃると思います。しかし、子供を生み、育てることについてはいろいろな精神的、経済的な負担も同時に発生をしまつていくことは言うまでもないと思ひます。

その場合に、お母さんが早い会社へ出勤される場合、職場へ出勤される場合に、保育所へ子供を預けに行こうと思つても、早朝保育をやってくれる保育所がなかなか見当たらない。また、勤務時間中に保育所から電話が掛かつてきて、子供さんが熱を出して引き付けてはすぐに飛んで帰りたいというお気持ちが起こる可能性がございす。そういう場合に、やはり保育所、託児所には十分な小児科の医師との連絡網、そういったものがまだ設置されておられません。また、通勤途上のお母さん方が子供を預けて職場に行くときに、遠い保育所に行つてから駅へ行くということではなしに、駅の周辺にできるだけいい保育所を作つてさしあげるといふことが、働く御婦人たちのために、奥様方のために極めて大事なことではないかと。

それを進めるための基本的な法律としてこの基本法を作りまして、政府の次世代の育成の法案とダブルにして、社会の中での男女共同参画社会の在り方が円満に進行できますように考えてこの法案を準備させていただきました。どうぞ御了承をお願いしたいと思います。

○岡田広君 男女共同参画社会の実現は大変重要な課題だろうと思ひます。そういう中で、少子化の進行というのは社会の元気をなくしていく。当然、社会保障のいろんな充実のためにもいろんな問題が生じてくるという、そういうことだ

ろうと思うんですが、そういう中で景気も先細りしている。

私、元気がなくなるといふ、元気の元という漢字にうかんむりを付けますと、完全という字になります。少子化、高齢化という、化けるという字にうかんむりを付けると、花という漢字になります。これはかんむり語と言います。その国で一番偉い王様が頭にかぶる冠は王冠という冠だそうなんです。だから、元気がないと完全はあり得ないという、そういう言葉の持つ意味だろうと思つています。そして、元気の元というのも、気持ちが一番私は大事な時代ではないかと今思っています。

よく私、市長時代から文部省、今文科省ですけども、陳情に行くたびに、元気の元をもう十年前から昔の元の字に戻すべきだという話をしています。現在の景気の元という元気の気は、きへんにメという漢字です。景気がしめ切っているからなかなか広がらない。私は意識的に、手紙を書くときに、お元氣ですかときへんに米を書くことにしています。米という漢字は四方八方にいい気が広がっていくという、そういう言葉の持つ意味だと私は理解をしています。ですから、お化粧をする、化粧の粧も左側、こめへん、日本の基幹産業は農業です。やっぱり米が基幹作物だ。そういうことから考えると、私はこれ、こめへんに戻すべきじゃないかという、そういう考え方をしています。

徳川家康から四代將軍に仕えたという林羅山という人は、気は性の入れ物なりという言葉を本に説いています。性というのは性格の性という漢字です。正に気持ちの持ち方、気の置きどころで周りの環境は変わる、また変えることができるという、そういう言葉の持つ意味だと思っています。間もなく相模も始まります。野球もやっていますが、正に気力とか気分とか気合、この気が付く漢字たくさんあります。気品、気性とか。気が後ろに付く漢字、本気でやる、根気強くやる。少子化対策に、今回のこの法案を成立した後は、内閣

府や厚労省中心に本格的、本気でこの少子化対策に取り組んでもらいたいという考え方を持っています。一人です。

これを、根気強くやる、士気を高める、士気をみなぎらせる、英気を養う、のんきの気も時には大事な気です。色気の気という言葉もあります。これはほんのりとしたすくすくいい気です。しかし、この気という漢字が前に来ますと、気色悪いという言葉に変わります。これは、先ほど言つたように、気持ちの持ち方、置きどころで全く周りの環境は変わる、また変えることができるという、そのためには、少子化のこの法案を成立させて環境を変える、はずみというのは大変私は重要だと思っています。

ですから、大事なものは、やっぱり、今日の質疑を通じて私もたくさんいいことをインプットして、そして自分の気持ちに充実させて周りのいい気を広げていく。気を配るとか気を回すとか気を付けるとか、日本は気付き文化です。気の話をと長くなりますからこれ以上しませんが、アメリカに渡ったイチロー選手なんか毎日精進努力しておりますから、人の気、人気の気という気が付いてくるんだらうと思っています。

そういう意味合いを込めて、是非これは文科省にお伺いしたいんですが、気という漢字をきへんにこめへんに直したらどうだろうかという考え方を私は常々持っていますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(寺脇研君) お答え申し上げます。気という字の書き方についてでございますが、今、委員の方からございました米という字を使うというのは、これはもう従来から使われてきた非常に長い歴史を持つ字の書き方でございます。いわゆる康熙字典、中国で康熙帝のときに編まれた康熙字典にもきちんとそういうふう書いてあるわけでございます。

ただ、戦後、当用漢字というのを定めるといふようなことが御案内のようにございまして、そのときに、できるだけ簡略な字を採用しようではない

いかというようなことがあり、国民の間で戦前は米というのが一般的に使われておったわけでございますが、米の部分は今御指摘のメというようにな形で書くというような書き方も一部で使われていたものでございまして、その簡便な字体の方に標準を定めようというのが当用漢字の考え方でございます。

ただ、この考え方については、やはり古い字の考え方をきちんと大切にしていこうじゃないかというようになこともあり、昭和五十六年に常用漢字、現在は当用漢字ではなくて常用漢字表というようになことで対応をいたしておるところでございますが、こちらの方でも引き続き気をいわゆるメという形で示す中に、元々の字は米であるといふことをきちんと括弧書きで示して、こちらもちろんな正しい字であり、元々はこれなんだということを示す形で常用漢字表が作られておるわけでございます。

ただ、確かに常用漢字表の中で簡略なメの形を取りましたものが一般的に法律の文章でございましてとか公用の文章あるいは新聞等の字体に使われることを原則としておるわけでございますが、これについて改めるというのは、当用漢字以来五十年使われてきて、メの形を書いたものの方が広く生活の上で定着しているという考え方に現在立っております。そういう意味で、常用漢字表をこのような形で引き続き使わせていただきたいと思います。思うわけでございますが、実はこの常用漢字を定めますときには、当用漢字のときとの考え方の違いとして、伝統的な字体というのは文化の継承の上で非常に大事なものである。だから、伝統的な字体を否定するものではないし、その意義というものは広く国民にも分かっていると思うに考えていかなければならないという考え方に立っておりますので、様々な場面で、元々がそういう意味合いであること、また正式な字体は米であることというように国民の皆さんに御理解をいただけるような方策というものを考える必要はあるのではないかと考えております。

す。

○岡田広君 是非、先ほど話しましたように、日本は気付き文化。気付くというのは、あいさつをするときにあいさつが先ではないんですよね、相手がいることを気付いたからおはようとかこんにちはってあいさつができるわけですから、是非この点について御検討をお願いしたいと思っております。

それでは、この基本理念の中の国の責務ですけども、国の責務、そして地方公共団体の責務、事業主の責務ということであつたわけですが、少子化に対処するための施策を総合的に策定をし、及び実施する責務を有すること、そして国、地方公共団体そして事業主ということであつてあります。今までは厚労省でやっていたんだらうと思いますが、この施策を総合的に策定する場所というのは後に出てくる少子化対策会議、こでやるといふことになるのか、この事業主につきましては、父親の育児とか家事参加とか、育児休業などの労働環境の整備など、少子化に対するいろんな施策の答えは出ているんですが、なかなかそれが実行されていない。育児休業につきましても、一〇〇という目標は定めています。恐らく一〇〇に行っていないんじゃないか。なかなか実行がされていない、施策だけ定める。そういう中で、今回のこの国、地方公共団体、事業主の責務ということにしまして、具体的にどんな組織でどういう展開をするのか、お尋ねをしたいと思います。

○衆議院議員(中山太郎君) 今、委員御指摘の問題点につきましては、御指摘の、育児休業制度はございまして、女性の利用率というのは大体五七%ございまして、男性は〇・五%ぐらいしかございせん。やはり御主人になる方々は自分の職場で全力を挙げて働く、そしてやはり家族のためにも自分のためにも努力をして、認められて、そしてやがて管理職になっていきたいと、これはもう皆さん方の共通の気持ちだろうと思つています。そういう中で、雇用者側がこの育児に対する認識

を改めて、やはり御主人である男性の育児休業の取得のしやすいような社会環境を作るように努力をしていただかなければこの問題は解決していかないと、私はそのように思っております。

○岡田広君 それで、第十条で、雇用環境の整備の施策というところで、今お話しになりました育児休業制度あるいは時短、そして私、特に大切なのはこの再就職の促進。女性が子育てで会社を辞める、そして子育てがある時期終わったときに、さあ、またお勤めをしよう、そういうときに職場が確保できない。これは大変再就職の促進というのが大事なことであります。こういう方策につきましても具体的などんなふうに展開していくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○衆議院議員（五島正規君） 今、先生御指摘のとおり、非常に出産後の女性の職場復帰の問題というのは大事な問題だということふうに思っております。

第十条に具体的に述べておりますが、短時間の勤務制度の問題とか、あるいはフレックスタイム制、始業終業の繰上げ、繰下げ、所定外労働の免除、あるいは託児施設の設置運営、あるいは育児費用の援助措置、深夜業の制限、さらには、今御指摘ございましたように、育児休業給付の支給といったような面での雇用の継続を図るための制度というものを我々は必要だということに考えております。

いずれにいたしましても、これらの問題につきましても既に法律において定められているところがございますが、今後、よりそうした問題が解決できるように、そうした法が変えていかれることを望むわけでございます。

いづれにいたしましても、日本というのはまだまだ、どういいますか、企業が中心、企業優先の社会というものが続いています。そうした中において、この問題について解決していかねばいけない問題は数多くあると思えますし、あるいは育児・介護休業法の中において努力目標として掲げられている、例えば子育て中の夫婦に対する遠

距離の転勤の廃止義務と、長距離の転勤に対する禁止事項といったような問題、そうした努力目標ではございますが、そうした問題についても企業が積極的に取り組んでいっていただくということを望んでいる内容でございます。

○岡田広君 雇用環境の整備、大変重要な柱であろうと思っております。次世代育成支援法にも、今回の法案の中では事業主の責務ということと三百人以上の企業に対しては少子化の行動計画を義務付けるということがうたわれているようです。なかなかしかし、今経済低迷している中で、企業の自助努力だけではこの育児休業一つ取ってもこれが実現できるか大変疑問だと思いますが、これはまた次世代育成支援法が通過をした後、これは厚労省ですか、是非指導をしていただきたいと考えております。

次に、十一條であります。保育サービス等の充実ということであつたわけですが、これもまた大変重要な柱の一つだろうと思っております。三位一体の改革、骨太方針というのがこの保育関係に關しましては幼保の一元化、あるいは補助金の一般財源化、これにつきましては十八年度までに議論をするということになったようだけれども、この幼保の一元化は特区構想の中でも申請というか相談が上がつているようです。しかし、この補助金の一般財源化ということになりますと、それぞれの地方自治体から考えますと、地方自治体の中で保育所に対して幾ら、どのぐらいを付けるかという、そういう考え方にありますので、なかなか財政の、豊かという言葉、使っているのかどうか分かりませんが、財政のある程度、財政のいい市町村はいいですけれども、なかなか地域の格差が出てくるという、そういう心配もな

いわけではあります。そういう中で、片方で保育サービス等の充実をうたいまして、補助金をやめよう、そういうことになりまして、充実をうたいながら地方に任せるといふことはどういふものか、これはこれらの議論だろうと思いますが、そういう中で多様

な需要に対応した良質な保育サービス等、休日保育とかあるいは夜間保育、延長保育、一時保育のそういう充実ということがあると思いますが、この保育サービス等の充実に関してのお考え方を聞かせたいと思います。

○政府参考人（渡辺芳樹君） お答え申し上げます。厚生労働省といたしまして、先生今お尋ねの保育サービス等の充実に関する基本的な考え方と併せて、昨今の三位一体改革等の議論の流れ等々併せてのお尋ねであつたかというふうに考えております。

近年、子育てニーズが地域の中で様々な多様化しておることは大きな流れであるというふうに理解をしております。その中で、地域の社会資源、これは保育所のみならず幼稚園、あるいは最近では特に子育てサークルを始めとした様々な地域の子育て支援の取組など様々な動きが出てま

いております。そうした地域における子育て資源を総合的、効率的に活用する中で、そしてその中でも保育サービスというものが更にその役割と機能を果たしていけるようにしていく、こういうようなことが基本ではないかと思っております。幼稚園との問題につきましても、先生御承知のとおり、それぞれ保育所と幼稚園の役割と機能の違い、そしてそれぞれの特徴の発揮ということが一方において大変大事な基本であると思っておりますが、その上で、地域の中で地域の事情に応じて子供の視点に立つて相互の連携を一層強化すると、こういう知恵はないものかということ、ここ数年様々な工夫がされてきて、更にまた議論が続いていると、こういう状況であると思っております。

今般の骨太の方針におきましても、幼保の一元化ということとは別の切り口であろうとは思っておりますが、総合施設という一つの、教育、保育を一体としてとらえた施設の設置を可能とできるような検討ということが三年程度の時間の中で関係省庁での検討と、こういうことも言われており

ますが、いずれにしても、現場の、先ほど申し上げましたニーズと社会的資源、その取組、そういうものを十分踏まえまして、児童の視点に立つて検討していくべきものというふうに考えております。

なお、財源面での話で、保育所運営費の一般財源化というお尋ねの部分がございますけれども、先般の閣議決定におきましては、一般財源化など国と地方の負担の在り方についての検討ということで、私どもは国と地方の負担の在り方というものがどうあるべきかということを幅広く検討させていただくべき性質のものではないかというふうに理解をしております。

待機児童ゼロ作戦を推進しており、また今、次世代育成支援対策推進法案、児童福祉法改正法案などを審議していただいている最中でもござい

ます。次世代育成支援対策に関する一層の政策的努力が求められているという中でござい

ますので、国の関与という点についてこれが引き続き適切に行われるべきものと考えております。

総じて申しまして、保育サービス等の充実に関連いたしまして、大事なことは我が国の次代を担う子供たちの幸せを第一に考えること、保育施策等が後退することのないようにしていくこと、これが基本であるかと考えております。

○岡田広君 保育サービスの低下を招かないようには是非ひとつ御努力をお願いしたいと思っております。次に、十二条であります。子育て支援体制の整備ということですが、この中で、地域において拠点の整備を図るということでありま

なかそういうお金を出せない町村もあります。全
くのボランティアで、子育てのお母さんたち、子
供を集めて、子育て経験者の人たちがいろんな指
導をしている、話合いの場を設けていると。全く
のボランティアです。お金、町からも予算が出て
いない。そういう中で、やっぱりペンギンくらぶ
とか、くじらランドとか、いろんな名称が付けら
れて全国の市町村でやられていると思っていま
すが、そういう予算措置が余りされていないとい
うことですけれども、こういうことに關して、今
後、やはり予算措置も大事だし拠点の整備も大変
重要だと。私は、つまり、よりどころというのは
非常に大事だと思っています。

この点についてお考えをお聞かせいただきたい
と思います。

○政府参考人(渡辺芳樹君) お答え申し上げま
す。

この十二条に關連して、地域の子育て支援拠点
ということですが、これもよく御承知の
とおり、近年の家族の形態の変化あるいは周辺環
境の都市化の進行と、こういうことによりまし
て、現時点では、子育て中の親の子育てのプロセ
スにおける孤立化と言われるような問題あるいは
心理的な負担の増大、こういうものがたくさん
指摘されるような時代になっておるか認識して
おります。そういう意味で、在宅で子供さんを養
育しておられる親御さんも含めて、子育て全体を
社会が広く全体で支援していく、こういう考え
方の重要性が増しているように考えております。

このため、かねてより地域における子育て拠点
ということでは、今、先生御指摘のような保育所
等に併設された地域子育て支援センターという事
業などもございますが、最近では、さらに子育て
中の親子、つまり親も含めてでございますが、が
相談、情報交換及び交流のできるつどいの広場と
いうような事業など、各市町村の状況に応じて
様々な工夫がなされ、そうした事業が運営あるい
は設置されている、こういうような状況にあると
理解しております。

御承知のように、児童福祉法の改正法案が、現
在、次世代育成支援対策推進法と併せて御審議を
賜っておるところでございますが、この児童福祉
法改正法案のポイントの一つが、まさしく市町村
における多様な地域子育て支援の事業に關しまし
て事業実施の努力義務を市町村に課することとし
ている、これが一つのポイントとなっております。

その上で、次世代育成支援対策推進法案に基づ
く仕組みでございます市町村の行動計画の中で、
こうした地域の子育て支援の拠点あるいはネット
ワーク、こういったものが具体的に位置付けられ
ていくことが期待されるというふうに考えており
まして、それらを併せて全体として支援を図って
まいりたいと思っております。

○岡田広君 次に十三条であります、特に医療
の關係、マル福とかいろいろあろうと思いま
すが、この母子保健医療体制の充実ということで、
小児救急医療体制の整備というのがこれからは大
変重要になってくると思っております。特に、救急
ということですから夜間、休日、平日と、そうい
うことの体制の整備をどう進めていくのか、お尋
ねしたいと思えます。簡潔にお願いします。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 小児救急医療等の小
児医療の問題につきましてでございますが、診療
報酬という側面におきましても近年大変その
重要性が指摘されており、昨年度の診療報酬改
定におきましても様々な工夫による加配が行われ
ているところでございます。

また、供給体制面におきましては、小児救急医
療に關しまして、第一は、二次医療圏単位での小
児救急医療支援事業というものを整備していく、
国として援助していくということのほか、二次
医療圏単位での体制構築が困難な地域におきまし
ては、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者を受
け入れる小児救急医療拠点病院の整備を図るとい
うことで支援をさせていただいてるところでござ
います。

そのほか、小児科以外のお医者さんに活用して

いただくための外来診療マニュアルの作成であり
ますとか、小児科の若手医師の育成に關する調査
研究につきましても努力をしておりますが、さら
に、来年度からは御承知のように新たな臨床研修
制度で、すべての研修医が小児科を必修科目とし
て、三ヶ月を目安に少なくとも一か月以上の研修
を行う方向で検討が進められているところでござ
います。

様々な対策を講じて、更に小児救急医療等の小
児医療の確保充実に努めてまいりたいと考えてお
ります。

○岡田広君 是非、少子化の進行と相まって、小
児のお医者さん、当然もう医療も経営ということ
もありますので、なかなか各市町村ではこの政策
を実行するお医者さんがないということで大変
苦労していると思うんです。私どももようやく、
休日はやっておりますが、平日も医師会の協力
を得てようやくスタートしたところでありまして
から、この小児のお医者さんの育成というんでし
ょうか、これを是非ひとつお願いをしたいと思っ
ております。

十六条であります。経済的負担の軽減というこ
とで、これは児童手当とか奨学事業あるいは子供
の医療に係る措置とかあろうと思えますが、この
中で税制上の措置ということがうたわれておりま
す。

御承知のように、中国は一人っ子政策というの
をうたい文句にしています。中国の一人っ子政策
というのは、日本人のほとんどの人は知っている
んではないか、世界の人が中国は一人っ子政
策だということを知っているとします。それだ
けこのうたい文句が広く浸透しているということ
だろうと思っております。そういう中で、やっぱり
私は、うたい文句とか、選挙でもそうですが、
キャッチフレーズとかスローガンというのは非常
に大事だと思えます。

そういうことから考えますと、分かりやすく、
少子化社会を克服していくと、そういう考え方の
中では、日本は二人っ子政策というのを打ち出し

たらどうかという考え方を一つ持っています。二
人っ子政策、結婚した御夫婦は二人ぐらい産んで
いるんだと思います。特殊出生率は一・三二とい
うことでこの前発表がありました。推計予測も、
二〇五〇年は一億六千万です。二一〇〇年になる
ともう六千万台になってしまうという、現在の五
〇%強の人口が将来推計予測、減るということを
予測を、人口問題研究所ですけれども、予測をし
ています。

そういう中で、二人っ子政策というのをうたい
文句にする。その中で、私は、二人目の子供が生
まれたら中学校を卒業するぐらいまで、義務教育
終わるまで所得税を免除するぐらいの抜本的な政
策があつていいんじゃないか。保育料を三千円軽
減する、いろんな市町村で、子供三人生まれたら
十万円、四人十五万円とか、商品券で上げてい
る、お買物、その市内の商品券で上げている市町
村もあります。あるいは、結婚の相談員に結婚が
成立したら三十万円やっている。いろんな市町村
があると思えますけれども、やっぱり抜本的な考
え方、損して得取れという考え方も昔からあると
思います。

そういう中で、この所得税、税の控除、恐らく
扶養控除という話になるだろうと思うんですけ
れども、そういう考え方について御見解をお聞か
せいただきたいと思えます。

○政府参考人(加藤治彦君) 御議論ございま
す。少子化対策、総合的な取組ということでは、
税制面におきましても従来から子供の扶養につ
きましては扶養控除がございます。また、扶養控
除におきましても、その扶養親族の状況等に
応じて割増しとか加算の措置を講じてきており
ます。

実は、先般、政府税調、三年に一回の中期答申
を出しまして、これは正に少子高齢化における税
制ということを中心にテーマにいたしまして、特
にこの扶養、少子化に關連して扶養についての税
制の配慮につきましては、少子高齢社会における
子育ての重要性を考えて、今後、児童など真に社

会として支えるべき者に対して扶養控除を集中することが考えられるというふうに指摘しております。

したがって、これから扶養控除など人的控除の基本構造の在り方というのは、正に少子高齢化における個人所得課税の基本的な負担構造という大きな問題として、今後更に勉強していきたいと思っております。

○岡田広君 子供を産まないとか産めないという理由の中に、やっぱり経済が大変だ、お金が大変だということが大体一番に挙げられています。そういう中で税の、税制の控除というのは真剣にやっぱ考えるべきときが来ていると思っておりますので、是非よろしく願いたいと思っております。

次に、この十七条です。「教育及び啓発」、これ、私は一番これからの少子化対策にとって大変重要なことではないかと思っております。組織にしても、私、茨城県ですけれども、茨城県では少子化対策室という、少子化という言葉が市町村の組織に使われているのは茨城県の日立市で、そしてこの三月に、私、市長を辞職してきましたけれども、四月に、三月辞めるときに少子化対策課という課を設置してこちらへ出てきました。茨城県でも二つしかありません。高齢福祉課とか男女共同参画課とか女性課とか、これは正に市町村に課が設置をされてきている。正にこれは普及している。そういう中で、特にやっぱ教育が大事だということでは私は考えるわけであります。

結婚とか子供を持つことへの意義等を考えるということは大変重要なことで、結婚とか子育ての楽しさ、あるいは子供たちのメッセージなどをつづった作文等を一般募集しまして、そしてこれを学校教育の中で教育の読本として使っている、これ茨城県で日立市だけです。残念ながら、まだ水戸市では少子化対策課、今年四月に設置したばかりです。こういう本、中学一年から三年まで、そして道徳の時間の中でこれを教えています。そういう、やっぱ少子化は今いろんな税の面とかある

いは救急医療もみんな大事なことです。しかし、長期的な展望に立つてこの少子化対策というのはやっとなかなかならないと思えます。

そういう中で一番大事なのは教育、今の子供たちのうちから結婚あるいは家庭、子供を持つことの意義、そういうことを教えるというのはとても大切なことであると思いますが、こういうことを、やっぱ厚労省ですかね、こういう指導というのとはどんなふうにならされているのか、ほかの県でやっているかどうかちょっと分かりませんけれども、是非ひとつお願いしたいと思えます。

○政府参考人(金森越哉君) お答え申し上げます。学校教育におきましては、児童生徒が将来親として必要な資質や能力を身に付けることができ、すよう、児童生徒の発達段階に応じて、子育ての意義や家庭の役割等について理解させることが大切であると考えております。

このため、学習指導要領におきましては、中学校の技術・家庭科で保育に関する内容を必修といたしまして、幼児の心身の発達の特徴や、子供が育つ環境としての家族の役割について理解させることといたしております。また、高等学校の家庭科では、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性について認識させるとともに、家庭における親の役割の重要性や、子供を生み、育てることの意義などについて理解させることとしておるところでございます。

さらに、道徳の時間におきましても、例えば中学校の道徳では、家族の一員としての自覚を持つて充実した家庭生活を築くことができようように、自分と家族とのかかわりや家庭生活の在り方が人間としての生き方の基礎であることを十分理解させることとしておるところでございます。

ただいま日立市の取組について御紹介がございましたが、各学校におきましては、教育委員会等が作成した資料などを必要に応じて教材として使用するなどにより、このような指導を行っているところでございます。また、文部科学省におきま

しては、児童生徒が身に付ける道徳の内容を分かりやすく著し、自ら考えるきっかけとなるよう「心のノート」という教材を作成いたしました。全国すべての小中学生に配布しているところでございますが、例えば中学校用の「心のノート」におきましては、「いつかはあなたも新たな家庭をつくる」というタイトルの下で、家庭の役割等について子供に考えさせることとしておまして、各学校における道徳の時間などで適宜活用していただいておりますのでございます。

今後とも、各学校において子育ての意義や家庭の役割等について適切に指導がなされますよう努めてまいりますと存じます。

○岡田広君 是非、指導方お願いしたいと思えます。その中で大切なのは、日立市の中では、それれ子供たちに書き込む欄がたくさんあります。それぞれ一つのテーマごとと書き込ませる、自分の考えを書かせる。やっぱ書くということとはとても私は大切なことだと思っておりますから、是非、見せるという、読ませるというだけではなくして書くということを大切に考えていただきたいと思っております。

それでは次に、この次世代育成支援法のことでお尋ねしたいんですが、市町村では合併協議進んでいます。この次世代育成支援法が通りますと平成十六年度までに計画を義務付けという話になると思えます。その中で、今回、全国で五十の市町村を選んでモデル的にこの行動計画を作れという指示を出されていると思えます。そういう中で、大体事業費が五百四十万で、そのうち半分は補助しますよというところでやっていると聞きますが、これが通りますと、来年、全国の三千二百ぐらいあるんですよ、その市町村に対してそういう行動計画の義務付けがきます。

その予算は交付税で措置をするということになると思うんですが、まだエンゼルプランを作った、昨年、一昨年始めたばかりのところもあります。エンゼルプランを作っておいて、またこの計

画を作れということになると思うんですが、でも、このことについて議論するつもりはありませんけれども、この中で合併とのかかわり合いはどのようなのか、合併問題とこの計画策定、どのように今後考えているのか、これちょっとお尋ねしたいと思えます。

○政府参考人(渡辺芳樹君) お答え申し上げます。現行の既存の法律におきましてもあるいは新規の法律におきましても、市町村を対象とするものは、法律上は現にある市町村を前提として規定を設けざるを得ないというのはやむを得ない前提であると承知しておりますが、現実問題といたしまして、合併を予定しております市町村において、この次世代育成推進支援法に基づき行動計画を策定していただく場合には、合併予定の市町村が共同で一つの行動計画を策定するという方向で御努力賜ることが適切だというふうに考えております。

合併に向けての準備、その合併の時期に応じましても様々な状況が当該市町村にはあるかと思えますので、そういう事情も含めて弾力的に実情に応じた運用を指導してまいりたいと考えておるところでございます。

来年度に全市町村におきまして行動計画の策定につきまして、今年度のモデル的な五十市町村の計画策定とはまた趣旨が違ふ正式のものでございまして、十分、地方交付税による措置を含めて、総務省と相談してまいりたいと考えております。

○岡田広君 分かりました。

そして、この法案の最後に、少子化社会対策会議というのが組織される。このメンバーを見てみますと、関係閣僚と役所の方ということになると思いますが、一般の学識経験者の意見はどこで聞くのか、そしてエンゼルプランとか次世代育成支援法との関連はどうなるのか、この少子化社会対策会議のことについてお尋ねしたいと思えます。

○衆議院議員(中山太郎君) 政府がやります少子

化社会対策会議のメンバーでございますが、これはもう先生御案内のように充て職になっております。私は、充て職は決して好ましいことではないと思っております。事によつてはいろんな構成要員を考えなければならぬ。特に男女共同参画社会ということが大きな前提になっているわけでありまして、少なくとも半数近い方には御婦人を就任していただくというような考え方を保持すべきじゃないかと私自身は考えておまして、是非そういうふうな方向で政府も行動してもらいたいと思っております。

○岡田君 是非、中山先生お話しになったように、半数は女性というこの考え方を基本にひとつお願いをしたいと思います。

そして、時間が来ました。最後になりますが、この法案の中で「家庭や子育てに夢を持ち」という言葉が書かれています。今年、高校生の体育をする人たちの夢は高校総体です。今年は長崎で開かれます。去年、茨城で開かれましたから、終わった後に旗を届けに長崎へ行きました。長崎総体のキャッチフレーズは「長崎ゆめ総体」という言葉が書かれていました。長崎というのは漢字です。総体も漢字です。だから私は、ゆめという言葉が平仮名で書かれていました。お互いに両側が漢字だからゆめという、柔らかさを取ってゆめということ、私たちが使う夢ではなくして平仮名にしたのかなと思つて長崎の助役さんに聞いてみましたら、それは分からないということでした。

正にゆめ総体。夢という言葉は、ここに書かれてあるように、家庭や子育てに夢を持つというこの漢字です。しかし、辞書を引いてみますともう一つゆめという言葉があります。おんなへんに右に又つて書いて力つて書きます。努力のドと読みます。ツトメルとも読みます。もう一つの読み方がユメです。辞書にはこの二つしかゆめという漢字は書かれてありませんでした。努力の努は、努力のドとツトメルとユメ、この三つの読み方しかないと思います。

だから、厚労省の人たち、これ内閣府がこの基

本法は所管をやるのかと思ひますけれども、いずれにしても、やっぱり私は、はずみとか契機というのはいくら大事だと思つています。野球の話して申し訳ありませんが、イチロー選手は愛知工大電高高校、ドラフト四位で卒業してオリックスに入団をしましたけれども、一年二年、鳴かず飛ばずです。イチロー選手がスタープレーヤーになったのは三年目、名前を漢字の鈴木一朗から片仮名のイチローに改名をしたという、これをはずみにして、三年目から七年間パ・リーグで首位打者で今はアメリカで活躍している。

そういうことから考えると、はずみとか契機。少子化対策が叫ばれてこの言葉が使われて随分なりました。しかし、この法案をはずみにして、契機にして、やっぱり夢を持つ、今日の気持ちをゆめゆめ忘れないで少子化対策に精進をする、そういうときに使うゆめゆめは努力の努を二つ重ねてユメユメと読みます。だから私は、夢は努力によつて実現される、夢は努力によつて達成されるという、そういう言葉の持つ意味だと思つています。女性、努力の努がおんなへんが入つています。ね。始まりつておんなへんに台つて書く、この話をするともう時間ないですからしませんが、また次の機会しますけれども、是非夢を持つてこの少子化対策に取り組んでいただきたい。そういう意味で厚労省と内閣府の決意をお聞きしまして、終わりたいと思います。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 次代を担う子供たちの育ちに関するところでございます。自立した、そして支え合う心を忘れない、夢を持った人間に育つていただきたい、これが私たちの気持ちであり決意でございます。

○政府参考人(山本信一郎君) 先ほど来御議論をいただいておりますように、少子化の進行といったのは我が国の社会、経済、非常に広いかつ深いいろんな影響を与えているという具合に認識をしておるところでございます。そういうことから、この法案では内閣府に特別の機関として総理を長とする少子化社会対策会議を置くということに

なつておるわけでございます。

本法案が成立をしました暁には、この法案に盛り込まれております先ほどの基本理念あるいは基本施策の方向といったようなもののつとりまじりて、施策の大綱作りなど関係省庁一体となつて誠実に取り組んでまいりたいという具合に考えております。

○岡田君 是非お願いしたいと思います。

時間が参りましたので終わりたいと思ひます。家庭や子育てに夢、夢を持つてというのは私たちがもうすべての生きることというのだらうと思つています。そういう意味では、この漢字の夢を平仮名にしてもいいのかなと思つていますけれども、これは私のこういう考え方ということで御理解をいただければいいと思ひますが、この基本法を長い時間を掛けて、時、大事です。時という字は一日を大切にしないとお寺に行つてしまふという、日と寺が組み合わさつて言葉ができていますから、正に長い間の御苦労に心から敬意を表しまして、質問を終わりたいと思ひます。

○岡田トミ子 民主党・新緑風会の岡田トミ子でございます。

この審議に当たりまして、私たち女性たちは本当にこの法案の方向性、いろんな意味で心配をしております。なぜかといいますと、少子化社会対策基本法は女性の生き方に大きな影響を与えるものだからでございます。ところが、この多くの女性の団体の皆さん、いろんな様々な活動をされている皆さんたちが、この法案は反対だという意見を寄せております。また、国会の中でも女性議員を中心にして大変厳しい意見が表明されております。

そういう中で、六月二十六日、鹿児島市内におきまして、これは全国私立幼稚園の連盟、森前総理が会長になつております集まりだそうでございますけれども、その中で多くの幼稚園の、子供たちを幼稚園に送っているお母さんたち、あるいは幼稚園の先生たちが集まつていて、そういう

う会合の中において、これは公開討論会だそうでございますけれども、この中で、まずは太田発言、集団レイプ、犯罪ということがありますのに、元気があつていいじゃないかの発言がありまして、あるいはまた大変驚きましたのは、森前総理が、一人も子供を産まない、そういう女性を将来税金で面倒を見るのはどうか、こういうような発言がございました。

私は、内閣委員会としましては、男女共同参画担当大臣の福田官房長官に是非おいでいただきたい、官房長官御自身も集団レイプ擁護という状況でございますので、是非御意見を伺いたいということ、理事の皆さんに御努力をいただき、正午過ぎにこの委員会においていただく、その努力をしていただいたということでございました。その御努力に対して心から感謝をしたいと思つております。

それでは、この法案の中身について順次質問をしていきたいと思います。先ほど多くの団体から反対の声が寄せられたということでございますが、その批判点は、少子化に歯止めを掛けようとするものがともすれば産めよ増やせよの人口政策になりかねない、国は子供を産んだり育てたりしたい個人やカッパルが安心して子育てができる環境に徹すべきだという考え、そして、結婚や出産は個人やカッパルの選択にゆだねて自己決定の原則を貫くべきだと、こういうものでございました。

これらについては、衆議院の方でも大変議論をされておりましたので、重要な点でございます。参議院の審議の始めに当たりまして、この点について確認をしておきたいと思ひます。結婚、妊娠、出産は個人の選択、決断によるものであるというこの確認を、まず中山会長の方にしたいと思ひます。

○衆議院議員(中山太郎君) 委員御指摘のとおり、個人の結婚、出産、それは全く、結婚の場合は両性の合意ということとは規定されておりますけ

りお互いにありとあらゆるところに行つて、この趣旨をきっちり徹底していただかなければいけないと思います。

ですから、私は、専門の方々だけあるいは活動されている方々だけではなく、もつと一般の多くの女性の人たちも意見を述べられる、そして私たちが聞くことができる、そういうこともこれからひとつと実現していかなければいけないというふうに私自身も感じます。

そこで、六条にあります「国民の責務」なんですけれども、先ほど太田議員もいろいろ夢ということで御意見を展開していらつしやいましたけれども、私自身は、この「国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。」とされていることについても、大変、批判、疑問、この声が集まっている。

つまり、夢にまで国が介入するかと。国民の責務として夢の内容まで決められるのか、まさかという、そういう思いがございいます。

この六条について、「かつ、」の方の前ですね、家庭や子育てに夢を持つ、これ自体国民の責務なんです。

○衆議院議員(肥田美代子君) 単一の家庭、そしてその家庭の中の夢を法律で決めることはもちろんできません。

それで、この六条の読み方なんです、家庭や子育てに夢を持つことを国民の責務として規定したのではなく、これはつまり申し上げたいと思います。国民も少子化社会の現状を理解し、要するに、「家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現」という、「社会の実現」というところにつながるというふうに考えております。

○岡崎トミ子君 この「夢を持ち、」のところに大変違和感を感じている、何回読み直しても違和感を感じるところから、やはり、一九八九年に国連総会でも採択されておりますけれども、国際家族年宣言、この中でも、一国内あるいは国

によって理想の家庭像を、大きく違つてきている。そこで政府は、家庭にかかわる政策の遂行において、明示的であれ非明示的であれ、唯一の理想的な家庭像という追求を避けるべきであるというふうな述べられておまして、結果的には子供のない家庭という家族像を押し付けるものにならないか、こういう心配がございしますが、これはありませんか。

○衆議院議員(肥田美代子君) これは、私は思うんですが、ここまで成熟してきた社会の中で、それぞれの生きざまも違います。そして、それぞれの夢も違う。理想も違う。そうなれば、私はあえて申し上げたいと思いますが、法律一つでそういうことにくぐられるようなことはもう女性も考えないだろうと。

だから、私は、今、議員がおつしやるその危惧は分かります。危惧を持っていられつしやる方の気持ちは分かりますけれども、もうちよつと社会は成熟してしまっているんじゃないかという思いもあるわけございまして、是非、子育てに負担感がないような社会づくり、子育てに夢が持てるような社会づくりをする責務があるということございまして、これは国にも自治体にも求めていることでございまして、やはり私は、国民の一人として、社会構成員の一人としてある部分の責務を持つことは環境を作る意味で大事だと思つておりますけれども、おつしやるように、夢を持つことが責務であるということとは決してないことを断言申し上げたいと思います。

○岡崎トミ子君 先ほど、私は岡田議員を太田議員というふうな申し上げたでしょうか。

岡田議員が解字で、努力、それは努めると、その夢が実現ということについておつしやっていたわけですが、私も、今の肥田議員の御答弁はありましたけれども、私は、努力の努という、努めるのは力の方ではないと。上の方だけだと粘り強い、つまり奴隷というふうな使い方だと、そういうふうな表現もございしますので、私はここをもう一つ粘り強く聞いていかなきゃならないんですね。

つまり、カイロ人口会議の行動計画の七の十二の項目に、国家による人口政策に対する反省が記述されておまして、過去の世紀において多くの政府が子供の育成や子供の人数についての個人の決定に影響を与えるような様々な政策を試してきた。しかし、ほとんどの場合には取るに足らない効果しかなく、逆に、時には逆効果であつたというふうなこのカイロ人口会議の中では、国家が人口政策を言ったときに、これは反省の弁として述べているわけなんですけれども、このカイロ行動計画に記された反省をこの法案は踏まえているのかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(五島正規君) 一九九四年のカイロ会議におきまして、その中身は人口爆発への対応を中心に取りまとめたのでございしますが、性と生殖に関する健康と権利として、自己決定権の尊重という考え方が提唱されました。そして、翌年の北京会議におきましてもこの考え方が確認されています。

この法律も、こうした国際的に承認されている自己決定権の尊重というそうした基本認識を前提として成り立っているものでございまして、例えば戦前の産めよ増やせよといったような人口政策と発想は全く異なつたものであるというふうに考えております。

多くの国におきまして、人口政策、これは様々な形の人口政策がございしますが、そうした人口政策は、議員御指摘のように、国家によつてやつたことによつて結果的に何らかの大きな矛盾を来してきたということはそのとおりでございまして。

ただ、問題は、その社会において国民が希望する形で子供を持つていく、あるいは子供を安全に育てていく、そういうことができないということによつて起こつてきたはずも大きいございします。そうした問題を取り除いて、そして、子供を持つたい人たちが社会的状況の中で子供を持つていくことにためらつていない状況を解消していきたいということがこの法案のねらいでございします。

○岡崎トミ子君 それではその次に、「生命の尊

厳」という言葉が入っておりますけれども、これは母体保護法の改正の論議の際に、中絶の経済的な理由を削除するために言われたことを思い出しておりますが、つまり、注意すべきはということ、多くの女性の皆さんたちがこの法案の審議に当たつて私どもにおつしやつておりましたことは、この生命の尊重ということの中絶禁止運動のスローガンになつていて、生命を尊重するというのは、だれでもこれは反対する人はいないわけなんですけれども、そういうような運動の中で中絶規制強化を望む声が上がっているということもございまして、改めて自己決定権に触れなくてはならないんですが、産む、産まないというこの自己決定を侵害することにつながらないかという心配もされております。

「生命を尊び」、「生命の尊厳」という文言が盛り込まれた趣旨、背景、経緯というものについて明らかにしていただきたいと思ひます。

○衆議院議員(五島正規君) この点は、衆議院におきましてもそうした御指摘をいただいたわけございしますが、確かにそうした非常に一部の方々から中絶禁止という主張の流れの中でこの言葉が使われたことがあるということは承知しておりますが、ここはそういう意味でもちろんこういう言葉を使つていくわけではございません。とりわけ、

昨今、子供の命というものが非常に、どういいますか、尊重されない、あるいは子供の社会の中において命の尊さというものが、気付かないまま育つていくという状況がございします。児童福祉法におきましてもあるいは児童の虐待防止に関する法律においてもこうした問題について指摘されているところございまして、昨今のこうした児童虐待やいじめという深刻な社会問題、そうした中から、幼い命ははぐくんできく、あるいはその根底にある命の尊さというものの対してやはりもつと我々が国は気を付けていかなければいけない問題だろうというふうに思つています。

そういうふうな意味におきまして、生命が尊重されるということは人間社会の当然の前提である

ということにおいてこの文言を使われているところでございます。提案者としては、社会の少子化に対処しなければならぬ今こそ、この生命の尊厳ということについて国民全体がそうした意識を高揚させていくことを求めているわけでございます。決して、優生保護法をどうこうする、あるいは堕胎を禁止していくことの目的のために使っているわけではございません。

では。

○衆議院議員(五島正規君) 婚外婚につきましても、この法律の中におきまして、婚外婚そのものを、嫡出子であるか非嫡出子であるか、あるいはその子供が養子であるか里子であるか、そうしたことに一切差別をすることにはなっておりません。婚外子を積極的に認めていくためには、こうした法律の以前にやらなければいけない問題はたくさんあるというふうに考えています。

私個人の意見で言うならば、嫡出子とそれから非嫡出子との間における差別というものは一切解消すべきであるというふうに考えています。

○岡崎トミ子君 そうすると、私たち、これまでの母体保護法改正論議の際に言われたことは趣旨が違っているということを確認をいたしました。

○岡崎トミ子君 そうした方向で私たち運動をしていかなければいけないというふうに思っておりますし、きちんと法律の中にこうした婚外子差別をなくすことを明記していくように、民法改正の中でも私たちは働き掛けていかなければならないというふうに思っております。

○衆議院議員(五島正規君) バスコンを含めた、そうした望まない妊娠を避けるためのそういう知識の啓蒙というのは当然必要でございますし、また、そうした関係を通じての男女それぞれの身体を健康を維持するということは極めて大事だろうと思っております。

条文に対する心配はたくさん寄せられておりますけれども、もう一つ、二条の四項、これは「社会、経済、教育、文化」、この後で「その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない」というふうな、非常にこのところの表現が何を指すのかよく分からない。つまり、方向性、これが、法律が成立して、そして少子化という問題に関して配慮するということになりますと、これまで自己決定権とか個人は尊重されるようなことで言ってきたけれども、この後の「あらゆる分野における施策」というのはどんなものであるのか、お尋ねしておきたいと思っております。

○衆議院議員(五島正規君) 正にここに書いてあるとおりでございます。子育てに対して、あるいは子供を持ちたいという希望する人が子供を持つことにに対して、それが制約にならないような、あるいはそのことが子供を持つことのちゅうちょにならないような、そういうふうな問題につきまして、社会、経済、教育、文化、幅広い意味にお

いて実施をしようというふうに述べているところでございます。

○岡崎トミ子君 婚外子差別、婚外子差別について

○衆議院議員(五島正規君) 正にここに書いてあるとおりでございます。子育てに対して、あるいは子供を持ちたいという希望する人が子供を持つことにに対して、それが制約にならないような、あるいはそのことが子供を持つことのちゅうちょにならないような、そういうふうな問題につきまして、社会、経済、教育、文化、幅広い意味にお

○岡崎トミ子君 婚外子差別、婚外子差別について

○衆議院議員(五島正規君) 正にここに書いてあるとおりでございます。子育てに対して、あるいは子供を持ちたいという希望する人が子供を持つことにに対して、それが制約にならないような、あるいはそのことが子供を持つことのちゅうちょにならないような、そういうふうな問題につきまして、社会、経済、教育、文化、幅広い意味にお

○岡崎トミ子君 婚外子差別、婚外子差別について

○衆議院議員(五島正規君) 正にここに書いてあるとおりでございます。子育てに対して、あるいは子供を持ちたいという希望する人が子供を持つことにに対して、それが制約にならないような、あるいはそのことが子供を持つことのちゅうちょにならないような、そういうふうな問題につきまして、社会、経済、教育、文化、幅広い意味にお

というふうに思うところでございます。

前総理の発言ということで、私としても大変心外な発言だということに思っています。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。全然質問通告していないことについてお答えいただきました。

さて、先ほど、国民の責務というところで触れておりますけれども、この法案が言っております家庭や子育てに夢を持つことができる社会というのはどういう社会で、日本の社会の現状、今とどう違うのかについてお聞きしておきたいと思っております。

○衆議院議員(荒井広幸君) 現在の日本社会においては、若い男女、特に女性にとって、結婚、出産、子育て、それに伴う負担感が非常に大きいです。

議連の様々な場面でのヒアリングや、あるいは地方公聴会までやってまいりました。そしてまた、衆議院でも御審査いただいで、いろんな皆さんの参考人の御意見も、先生方の御意見もいただきましたけれども、非常に両立問題、いわゆる仕事と子育てという分野と、そしてまた負担感、一つは経済的、二つは精神的、三つは肉体的と、こういうところが非常に代表される負担でございますけれども、そういったことが非常に重いものですから、重いと感ずるものですから、女性の皆様方にとつて、また男性もそうなんです、同時に、御結婚された夫婦にお尋ねいたしますと、大体二・六、七人子供を持ちたいと思いつつ二・一人程度で終わっているというふうなところを、ちゅうちょさせざるものがあります。

○衆議院議員(五島正規君) 私は民主党に所属しております。決してその森さんの発言についてどうこう言う立場にないわけですが、そういう意味においては個人の意見になります。

基本的には社会保障というのは、この国に生まれ、そして生活していく、そして年金というものは、その中において、社会に生活をし、そして労働あるいは子育てあるいは消費という行為を通じて高齢期に達した人に対して最低限の、あるいは老後の生活に足りる、そういう金額を年金という形で提供をしているという問題であつて、子供を産んだか産まないかということによって年金問題が云々できるということではないだろうと思っております。現在、年金問題についても様々なところで議論されていることを承知しておりますが、森さんの発言というのは、私その場におりませんで、たので正確には存じませんが、今、岡崎議員が紹介されたような内容でも、森さんは言われたとしましたら、そんな議論はどこでされているのか

○衆議院議員(五島正規君) 私は民主党に所属しております。決してその森さんの発言についてどうこう言う立場にないわけですが、そういう意味においては個人の意見になります。

基本的には社会保障というのは、この国に生まれ、そして生活していく、そして年金というものは、その中において、社会に生活をし、そして労働あるいは子育てあるいは消費という行為を通じて高齢期に達した人に対して最低限の、あるいは老後の生活に足りる、そういう金額を年金という形で提供をしているという問題であつて、子供を産んだか産まないかということによって年金問題が云々できるということではないだろうと思っております。現在、年金問題についても様々なところで議論されていることを承知しておりますが、森さんの発言というのは、私その場におりませんで、たので正確には存じませんが、今、岡崎議員が紹介されたような内容でも、森さんは言われたとしましたら、そんな議論はどこでされているのか

○衆議院議員(五島正規君) 私は民主党に所属しております。決してその森さんの発言についてどうこう言う立場にないわけですが、そういう意味においては個人の意見になります。

基本的には社会保障というのは、この国に生まれ、そして生活していく、そして年金というものは、その中において、社会に生活をし、そして労働あるいは子育てあるいは消費という行為を通じて高齢期に達した人に対して最低限の、あるいは老後の生活に足りる、そういう金額を年金という形で提供をしているという問題であつて、子供を産んだか産まないかということによって年金問題が云々できるということではないだろうと思っております。現在、年金問題についても様々なところで議論されていることを承知しておりますが、森さんの発言というのは、私その場におりませんで、たので正確には存じませんが、今、岡崎議員が紹介されたような内容でも、森さんは言われたとしましたら、そんな議論はどこでされているのか

○衆議院議員(五島正規君) 私は民主党に所属しております。決してその森さんの発言についてどうこう言う立場にないわけですが、そういう意味においては個人の意見になります。

基本的には社会保障というのは、この国に生まれ、そして生活していく、そして年金というものは、その中において、社会に生活をし、そして労働あるいは子育てあるいは消費という行為を通じて高齢期に達した人に対して最低限の、あるいは老後の生活に足りる、そういう金額を年金という形で提供をしているという問題であつて、子供を産んだか産まないかということによって年金問題が云々できるということではないだろうと思っております。現在、年金問題についても様々なところで議論されていることを承知しておりますが、森さんの発言というのは、私その場におりませんで、たので正確には存じませんが、今、岡崎議員が紹介されたような内容でも、森さんは言われたとしましたら、そんな議論はどこでされているのか

○衆議院議員(五島正規君) 私は民主党に所属しております。決してその森さんの発言についてどうこう言う立場にないわけですが、そういう意味においては個人の意見になります。

基本的には社会保障というのは、この国に生まれ、そして生活していく、そして年金というものは、その中において、社会に生活をし、そして労働あるいは子育てあるいは消費という行為を通じて高齢期に達した人に対して最低限の、あるいは老後の生活に足りる、そういう金額を年金という形で提供をしているという問題であつて、子供を産んだか産まないかということによって年金問題が云々できるということではないだろうと思っております。現在、年金問題についても様々なところで議論されていることを承知しておりますが、森さんの発言というのは、私その場におりませんで、たので正確には存じませんが、今、岡崎議員が紹介されたような内容でも、森さんは言われたとしましたら、そんな議論はどこでされているのか

ですから、子育て社会の不安を、子育て世代の不安を取り除いたり、安心して子供を生み、育てることができる環境を整備するという社会、これが、どう違うのかというふうに言われれば、そういう社会になっていくだろうというふうな期待をしているところでございます。

また、家庭、私の子供、漢字論になりましたが、夢子というふうには、娘に夢子と付けているんです。それは、我々夫婦の期待、願いというのではありませんが、しかし娘にそれを押し付けるものではない。しかし、娘もその期待というものは理解してもらいたい。しかし、そういつたところから自分が結局は道を選んでこう進んでもらいたいと。

こういうことから、親が押し付けるものではないかもしれませんが、先ほどの議論と非常に似ているところでございますが、夢をどういうものであるかと形に定めるものではありませんし、みんなが問題意識を持っていたらそこを取り除く、その結果出生率が上がっていくというところに非常に期待をしているわけでございます。そういった意味では新しい社会というイメージで、漠としたイメージでございますけれども、男性も女性もともに家庭の中で協力したり、そしてまた多様な価値観を持つ男女が一緒に子育てに責任を持ちながらその喜びを分かち合っていく、そういうような新しい家族観といえますか、そういう意識も形成していくことも一方では必要かなと個人的には思っている次第でございます。

○岡崎トミ子君 この法案では、例えば前文で、少子化の進展が「二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我々は、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。」物すく何か脅かされているような感じがしちゃうんですけれども、また、「我らに残された時間は、極めて少ない。」というふうな危機感をあおるような表現を使っている一方で、現状分析に立つて具体的な課題に整理をして網羅的な対応策を打ち出したというふうになっているような

ですけれども、この具体的な課題は個別に解決していくことが大切なのであって、「夢」という表現でいくくりくりにしない、ごめんなさい、夢子さんで私はそれぐつと伸ばしていただきたいと思えますけれども、この法案では私はいくくりくりにしない方が適切だったというふうな思っていて、ましてや「国民の責務」の中に入れるべき言葉ではなかったというふうな思いますが、この少子化対策法案、未曾有の事態に対応するものとして取り扱われるけれども、この対象、法案によりまして取り扱われる措置を総動員して少子化を回避することができるとかどうか、一応お聞きしたいと思うんですが、

実は、中山会長の、議員の朝日新聞のインタビューの記事で、法律を幾ら作っても産まない人は産みませんというふうな、こういう答え方で締めくくられている記事を見まして、総動員しても、そういうふうな会長がおっしゃいますと何か大変矛盾を感じたりもしておりますけれども、これはどうなんですか。こういうあらゆる措置、今、荒井議員などもおっしゃったこと総動員して少子化の傾向を回避することができるといえるのか。五島さんですか。

○衆議院議員(五島正規君) 御指摘のように、高度に消費国家になった地域というのは世界じゅうやはり少子化の流れというのがあります。そういう意味において、中山会長がそのようにマスコミで言われたことについては私もそうだと思っております。

問題は、そのスピードが日本の場合に、高齢化もそうでしたが、非常に急激であるということだと思えます。一・五七ショックから一・三二というところまでに十年ちょっとしか掛かっていまして、こういうふうな急激な少子化が進行してくる中において様々な、例えば先ほども例に出されましてけれども、年金制度を始めとしてのそういう社会保障制度、もうせいぜい二、三十年もすればとてもじゃないがこれまでのシステムの下においてはそういう制度を維持できないということ、これはもう数字の問題として明らかになっています。

また、今から三十年前の、個人の家庭ではなくて、国全体としての現役労働者とそれからいわゆる非労働世代の人たちの比率、現在と比べてみて余り変わらないという説もあるわけですが、その中において圧倒的に若年者の被扶養人口が多かった。これからは圧倒的に高齢者の被扶養家族が増えてくる。どちら側が活力ある社会なんだろうとかいうことを考えた場合に、やはり日本の人口がもう少しなだらかなに行くことが望ましいのではないかと。

北欧においても様々な試行錯誤をしながら、もちろん少子化は進んでいるわけですが、出生率は一・八ぐらいで続いてきています。せめて政治的にも行政的にも対応が可能なスピードまで、こうした子育ての環境を変えることによって出生率の低下を抑えることができるのなら、まだそれほど大きな、どういいますか、国民影響なしに対応していくことができるかと思いますが、こういう十年間で〇・二五ポイントも落ちていくようなこういう少子化の中においては、恐らくこれから様々な制度がそのことによって破綻していくのではないかと私は心配しております。そういう意味においてこういう表現になっているということ、是非御理解いただきたいと思えます。

○岡崎トミ子君 中山議員の方はどうでしょうか。真意というか。

○衆議院議員(中山太郎君) 私は、やはり先ほども申し上げたように、この法律の目的自身が女性に出生を強要するものではないというのが原則でございます。それがもう原点。しかし、このお産みになるかならないかというのまた女性御自身の御判断でございます。ここで、私は子供が欲しいと思っておられる方々のために社会で欠落している部門は何なのか、何を留意すればそういう希望を持った御婦人たちがこの社会で活躍していくことができるのかと、ここに問題点の原点が私はあると思えます。

また、今から三十年前の、個人の家庭ではなくて、国全体としての現役労働者とそれからいわゆる非労働世代の人たちの比率、現在と比べてみて余り変わらないという説もあるわけですが、その中において圧倒的に若年者の被扶養人口が多かった。これからは圧倒的に高齢者の被扶養家族が増えてくる。どちら側が活力ある社会なんだろうとかいうことを考えた場合に、やはり日本の人口がもう少しなだらかなに行くことが望ましいのではないかと。

北欧においても様々な試行錯誤をしながら、もちろん少子化は進んでいるわけですが、出生率は一・八ぐらいで続いてきています。せめて政治的にも行政的にも対応が可能なスピードまで、こうした子育ての環境を変えることによって出生率の低下を抑えることができるのなら、まだそれほど大きな、どういいますか、国民影響なしに対応していくことができるかと思いますが、こういう十年間で〇・二五ポイントも落ちていくようなこういう少子化の中においては、恐らくこれから様々な制度がそのことによって破綻していくのではないかと私は心配しております。そういう意味においてこういう表現になっているということ、是非御理解いただきたいと思えます。

○岡崎トミ子君 中山議員の方はどうでしょうか。真意というか。

○衆議院議員(中山太郎君) 私は、やはり先ほども申し上げたように、この法律の目的自身が女性に出生を強要するものではないというのが原則でございます。それがもう原点。しかし、このお産みになるかならないかというのまた女性御自身の御判断でございます。ここで、私は子供が欲しいと思っておられる方々のために社会で欠落している部門は何なのか、何を留意すればそういう希望を持った御婦人たちがこの社会で活躍していくことができるのかと、ここに問題点の原点が私はあると思えます。

の検討の対象に入ってくるのではないだろうか、私はそんなに考えております。

○岡崎トミ子君 まだまだ民間でも公務員関係でも男性の取得というこの向上では、もつと啓蒙し、もつとその推進措置というものもきちんと徹底していかない限り、多分、出産から育児の面は女性の方に大きなウェイトが占められていくというところにつながっていきますので、雇用環境の整備、そして育児休業の改正の中身についても前向きな検討をお願いをしたいというふうに思っております。

福田官房長官はまだですか。もう十一時半に記者会見が終わっておられて、正午ぐらいまでにはおいでいただけるということでございましたけれども、ここで……

○委員長(小川敏夫君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(小川敏夫君) 速記を起こしてください。

○岡崎トミ子君 それでは、ただいまの育児休業のところから、実は、出生を、産むということ、出産奨励制度ですか、地方においてはそうした市町村で展開をされているわけですが、これについて、実は実態がどうなっているか。

そして、そのデータをきっちり調べた上で、様々にこれまで取ってきた政策、そして例えば一時金ですとか、どこのことだったでしょう、金塊を子供を産むと与えるというような、金塊と赤ちゃんという関係あるのかという、それは将来子供が大きくなったら、大学入試のときとか大人のときに何か使ってほしいというような、そういうことを考えた、そして子供を産んでもらおうというふうに考えたということがありましたけれども、この地方版エンゼルプランの内容の成果の評価、出生、出産奨励策の効果、これについて何とおきたいと思えます。

○大臣政務官(森田次夫君) 金塊のことまでちよつと私は承知しておりませんが、出産の奨励策でございますね、これであつと事例を

幾つか申し上げますと、割合と手厚く出しておるところをちよつと申し上げますと、出産祝い金、助成金ということで、第三子以降については一時金として十万円、そして第五子以降については三十万円出すと、そういった市町村もございまして、また第三子の出産児童につきましては一人について五十万円出すとか、第三子以降の児童が満三歳になったときには二十万円出すとか、それから六歳になったら三十万円出すとか、そういうようなことで、それも市町村で大変まちまちのようございます。

また、いろいろと結婚の奨励金ですね、こういったものを出している市町村、そういったところもありますので、必ずしもそれが地方のエンゼルプランとして位置付けられるのかどうかということとはちよつと疑問のようなものもございまして、そして、効果ということで御質問でございますけれども、それぞれ自治体の独自の判断でやっていたらいいわけではございません、その効果までは国としては評価はしていないという、そのことまでは把握していない、これが現状でございます。

○委員長(小川敏夫君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(小川敏夫君) 速記を起こしてください。

○岡崎トミ子君 福田官房長官、イラク新法の審議のところから駆け付けていただきまして、ありがとうございます。

実は、少子化社会対策基本法案というこの問題は、男女共同参画担当大臣、福田官房長官には是非お聞きいただきたい内容のものでございまして、ちよつと私が質問する一週間前、六月二十六日に、鹿児島市内におきまして、これはちよつと幼稚園の皆さんたちのお集まりだそう、全国私立幼稚園連盟の主催で、会長は森前総理であります。そこで公開討論会が行われたわけなんです

が、この中で二つのことが問題になりました。一つは、太田誠一元総務庁長官が、早大生らによる集団暴行事件において、まだ元気があられるからいい、こういう発言をした、そして翌日陳謝いたしました。もう一つは、子供を一人もつぐらない女性の面倒を税金で見ないというのはおかしいと発言をした森前総理の発言でございます。少子化の審議ですので、改めてこの中での問題でありまして、子供を一人もつぐらない女性が、好き勝手とは言っちゃいかぬけれども、正に自由を謳歌して、楽しんで、年を取って、他の税金で面倒を見ないというのには本当におかしいんですよ、こういう発言でございました。

森前総理というのは自民党の少子化問題調査会の会長をしていらつしゃって、今回の法案に対して大変大きな影響を与える存在でもいらつしゃいます、しかも討論会の後の記者団のインタビューに答えて、討論会の対象は幼稚園の母親ら、経営者らで、女性を蔑視した話をするわけがない、少子化問題調査会という意見もあるということをおし上げた、謝罪するどころか、ここで反論をしたわけでございます。

私は、男女共同参画大臣として、前総理のこの発言に関しましては、多くの女性の皆さんたちが怒っています、この問題に関して、女性差別に当たっているのではないだろうか、どのような見解をお持ちか、お聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣(福田康夫君) 今、国会議員の発言をめぐって様々な報道がなされているということでございます、詳細、今特定の国会議員の発言について、その内容を私、承知いたしております。国会議員として個人的な見解を述べられたものというふうには承知しておりますけれども、私からコメントをする、そういうことは差し控えていただきたいと思います。

ただ、我が国の少子化の進行をめぐりましては、国民の間に様々な御意見があるということ、これはもう御案内のとおりでございます。そういう中で、今般、党派を超えての議員立法によ

りまして少子化社会対策基本理念、主要施策の基本的な方向が定められたことは、国民的な広がりを持った取組を進めていくと、そういうふうな観点から大変重要なステップを踏んだというような認識を持っております。政府といたしまして、これを重く受け止めて、この法案に規定された基本理念に沿って諸施策の推進に努めてまいります。

○岡崎トミ子君 そんなふうな考えをまとめられてしまつと困るんですけれども。

つまり、森前総理の発言というのは、子供を産まない女性には価値観がないというふうな言つたと同じようだと、こういうふうなふうに言つたとおりです、結婚しないこと、子供を持たないこと、そういう選択をした女性たちをも傷つける、そういう発言でもあつた。

あなたは男女共同参画担当大臣として、このこと、今申し上げたことがすべての発言ですよ、このことに対して触れないというのは大変重大な、無責任なことだと思ふに思えます。私が今申し上げたことがすべてだ。そのことをとらえて、この方は自民党の少子化問題調査会の会長でいらつしやるから、そうした意見があるということについて私たちは大変遺憾だということに思っています。

すぐに反応することができません。女性の、あるいは男性の基本的な人権を守って、そして一人一人を尊重する社会を作っていくかなければならない男女共同参画のあなたは責任者ですよ。このことについて御意見をやはり言っていただきたいというふうに思っています。

○国務大臣(福田康夫君) いや、一国会議員の発言についてどういうふうにかつと申すから、そういうふうにお答えしたんです。

正直申し上げて、発言の内容を私は承知していません。ですから、今言われたことだけについて私の考えを申し上げれば、それは、男だつて女だつてそれぞれの人生があり、それぞれの価値観があり、またいろんな状況があるわけです。身体

的な問題もあるかもしれぬ。様々な事情がありま
すから、そのことについて外からとやかく言える
ものではないと思います。それぞれの立場で一生
懸命この世で生きていくという人を傷つけるよう
なことをこれは言うべきでない、それは当然のこ
とだと思えます。常識の範囲でお答えいたしまし
た。

○岡崎トミ子君 それでは、福田官房長官御自身
のことについてもお聞きしたいと思えます。

おとといの夕刊紙にも出ました、今朝の発売の
週刊誌にも、福田官房長官が太田議員の発言に関
しての集団暴行事件、レイプ容認発言をしていた
ということが載せられておりまして、私どもも手
に入れている格好をしている方が悪いといった
趣旨の発言をされておられまして、つまりレイ
プを受けた人間は被害者です。そうすると、その
被害者が責められる図式を官房長官はおっしゃっ
て、加害者の責任を弱者に転嫁する発言をされて
いるというふうに思いますけれども、この発言に
関して、一連に、こういうふうな週刊誌で取られ
た、新聞に書かれたこの内容の事実関係について
御説明をいただきたいと思えます。

○国務大臣(福田康夫君) まあ、私がレイプを擁
護したというような記事が載っておりますが、私
がそういうことを言う人間だと思えますが、まず
第一に、長いお付き合いしていますけれども……
○岡崎トミ子君 いえ、ジェスチャーも交えてな
さったという話ですけれども。

○国務大臣(福田康夫君) ジェスチャーかどうか
知りませんが、例えば裸のようなとか、そ
んなことは私は言っておりません。

私は、レイプの犯罪、これは犯罪ですからね、
犯罪行為ですから。これにつきまして、私は、六
月二十七日の記者会見でもはっきり言っておりま
す。レイプは犯罪行為だと、それも凶悪犯罪であ
ると、こういうふうには言っているんですよ。です
から、私も、いまだかつてレイプを擁護したとい
うことは一回もありませんよ。そういうことです

から、それで理解をしていただきたいと思いま
す。

○岡崎トミ子君 そんなことを言っていない、誤
解だというのがあれば、それはどのようなことか
ら誤解の原因が生じたのかについて正確におつ
しゃっていただきたいと思えます。

○国務大臣(福田康夫君) それは私に聞かれても
困るんですね。これは、私、いろいろな会合があ
りますから、そういう会合の中でのいろいろなこと
を私も話をします。皆さんもそうでしょう。そうい
う中で出たことに、話の中心について誤解があっ
たら、どうしてその誤解をされた方が悪いのか、
誤解をした方の問題もあるわけですから、両方か
ら聞いていただきたいと思えます。

○岡崎トミ子君 それは数人の記者に、その場に
居合わせた皆さんたちに、このような発言があっ
たかどうかについてはお聞きをしております。で
すから、一応確認を取ったつもりでございますか
ら。もしそれが無いということであれば、官房長
官は抗議をされますか。

○国務大臣(福田康夫君) 私、何回も申し上げま
したけれども、私がレイプを擁護するような発言
をしたことは無いということを申し上げます。

○岡崎トミ子君 それでは、私は、こういうよう
なことが新聞に報道されるような、男女共同参画
担当大臣として、そして今私たちが真剣に少子化
社会対策基本法という、この問題は多くの女性た
ちが本当に危機を感じて、これを廃案にしたいとい
う女性たちが今日は傍聴にもいらしていらした
るわけですから、その一つ一つの誤解を解く
ような質問をしているさなかにこういうことが起
こったわけです。

つまり、太田発言は女性の性は男の快楽の対
象、森発言は子供を産む道具として女性を見てい
る、福田発言は被害者が責められる図式で加害者
の責任を弱者に転嫁するようなことにつながつて
いくと、こういうことでございまして、これはこ
の少子化対策基本法の根幹、つまり本当に本音が
現れてしまったというふうに私たちは思っており

ます。

ですから、是非とも、そういうような問題に関
して、本当に新しい法律を作っていくというこ
とであれば、基本的な担当大臣としての見解をそ
れではお聞かせいただきたいというふうに思いま
す。

○国務大臣(福田康夫君) また繰り返せというな
らば繰り返しますけれども、いずれにしても、国
會議員がいろいろな発言をすることは、これはも
う当たり前の話でありまして、そういう国会議員
が、そのときのいろいろな状況の中でのいろいろな
言をするということも、これも事実であります。
そういう中に不適切な発言があるということも
あるんだろうと思えます。ですから、それは個々
の国会議員が心していかなければいけないこと
であるというふうに思えます。

いずれにしても、少子化対策というのは、
これは本当に大事な政策でございますから、です
からこれは着実に進めていく。こういうふうに総
合的な観点から今回法律をおまとめくださりつ
つあると、こういうことでありますから、これは私
は大変そういう活動に對しまして敬意を表したい
というふうに率直に思っております。こういうこ
とは前にも申し上げましたけれども、
○岡崎トミ子君 個々の議員についての見解は避
けたいということでしたけれども、それでは最後
に、これから、今日から始まりましたけれども、
この後連合審査があります、参考人質疑があ
りました、また総括質疑などもございまして、
その参考として申し上げますが、
自民党の少子化問題調査会の中では一つも男女共
同参画社会あるいは性別役割分業の解消ですと
か、あるいは子育て支援ですとかそういう文言は
一言もここに書かれておりません。

つまり、森会長の下でこれが出された少子化問
題調査会の趣旨はこのようです。国家論、社会制
度論、家族制度論、教育論として考え、タブーを
恐れず、日本の将来のため広い視野で考えること
を目的とするということでありまして、私たちが
望んでいる方向のことと全く違う、そういう土壌
の下にああいう発言をされているということでご
ざいますので、これからのやはり官房長官、担当
大臣として、こうした発言が自民党の中からなさ
れているということ、そしてこの法案が本当にみ
んなが望むような方向で成立させていくために
一層の御努力をしていただきたいというふうに
思っております。

○委員長(小川敏夫君) 答弁は。
○岡崎トミ子君 終わりにします。
○委員長(小川敏夫君) 午後一時に再開すること
とし、休憩いたします。
午後零時二十四分休憩

午後一時一分開会
○委員長(小川敏夫君) ただいまから内閣委員会
を再開いたします。
休憩前に引き続き、少子化社会対策基本法案を
議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○山口那津男君 公明党の山口那津男でございま
す。

多数の提案者がいらつしやる中で、どなたに御
答弁いただくかについては適宜お考えいただいて
よろしかったわけですが、特定の答弁者で
ないと困る質問についてはあえて指定をさせてい
ただきました。そういう前提で御質問をさせてい
ただきます。

まず、この少子化問題というのは深刻な課題で
ありますが、さてこの少子化の進行によつてどの
ような問題が起こつてくると考えられるのか。従
来、どちらかというとマイナスの面が強調されて
おりまして、今回の対策基本法も、言わばそのマ
イナス面をどう克服するかということで様々な対

処措置というものが考えられているようであります。しかし、私は、マイナス面もさることながら、このプラスの面は果たしてないのかと。マイナスの面ばかりが国民に強調されますと、非常に暗い、重い、そういう受け止め方が生じてしまいます。ですから、果たしてプラスの面はないのかという点も含めて、このプラス、マイナス、少子化によってどのような問題が起ってくるかと考えられるか、これを提案者にお伺いしたいと思えます。

○衆議院議員(福島豊君) 先生御指摘のように、決してその少子化というのはマイナス面ばかりではないということが様々な方から指摘をされているわけでございます。具体的に挙げますと、環境負荷の軽減、様々な形でエネルギーの消費ですとか、また廃棄物の問題ですとか、これは少子化が進むことによって負荷が減っていくと、こういうこともありますし、また大都市圏では土地の面積が限られておりますけれども、少子化が進むことによって逆にこういった土地の利用できる面積が一人当たり増えていく、住宅問題、都市問題の解決に資するのではないかとというような指摘もありますし、そしてまた一人当たりの社会資本の量の増加、例えば同じ道路を走るにしても、人口が減った方がゆとりとした道路を走ることができるといようなこともございます。そしてまた、教育にしましても、一人一人、例えば少子化が進めば二十人教育ということも実現できるかもしれせん。そうすると、密度の濃い教育を受けることができるのではないかと、こういった指摘があるわけでございます。

しかしながら、こういったことも短期的にはそういうことが起こり得るにしても、むしろ長期的には、こうした一人当たりの社会資本でありますとか土地の面積ですとか、それが改善するよりも、更に日本の経済の縮小の方が加速度を増して進んでいくのではないかと。となると、かえって生活に余裕がなくなるのではないかとというような指摘もありますし、そしてまた教育に関しまして

も、人口が減るということで教育密度が高くなるかもしれないけれども、そのことは将来的には逆に教育の水準を下げてしまおうのではないかとといったような御指摘もあるわけでございます。

いずれにしても、プラスの面がないというわけではございませんけれども、こうしたことが急速に進みますと、そしてまた我が国のように高齢化の急速な進行と相まって人口構造に大きなゆがみを与えるということになりますと、プラスの面はあるにしても、全体として考えれば日本の社会に對して大変大きな影響を与えると、このことは間違いないのではないかとこのように思っております。

○山口那津男君 当然のことではありますが、我々政治家は所与の現状を前提に様々な対策を考えなければなりません。したがって、今御指摘のあったプラス面はどう生かしていくかと、そしてマイナス面はどう克服していくかという両面から今後の在り方を検討すべきであると、こう思っております。

さて次に、少子化の問題は、その進行のスピード、これは先進国で様々な違いがあります、各国で違いがありますけれども、しかし少子化そのものは先進国共通の現象であると思われまます。一方で多産の国というのがあるわけですね。こういう国々比べて、少子化の進む先進国が子供を産んで育てる環境が劣っているとは私は言えないと思うんですね。そう見てきた場合には、先進国共通の少子化の要因というのは一体どこにあるんだろうかということを確認をしたいと思えます。

○衆議院議員(福島豊君) むしろ発展途上国ではなぜ多産になるのだろうかという側面からまずお答えをしたいと思いますけれども、発展途上国においては、まず子供というのは貴重な労働力でございます。ですから、多ければ多いほどいいということになるわけでございます。そしてまた、老後の生活を支えてくれるのも子供である。もう一つ付け加えるならば、乳幼児の死亡率は発展途上国では高いわけでございます。したがって、こ

れはできるだけたくさん子供を産んでおいた方が安全である、そういうリスクの回避ということも当然あるんだろうと思えます。そういうことが相まって発展途上国においては多産化の傾向が生まれてくる。

逆に言いますと、先進国におきましてはこの一つ一つの条件が全く逆になるわけでございます。子供は労働力かといえますと、労働力ではありません。むしろ経済学的には消費財であるという、そのようにもとらえられているわけでございます。そして、子供は家庭生活を豊かにするためにあるものであつて、労働力の源だというふうには思われていない。そしてまた、老後の生活を支えてくれる、こういう側面がないわけではございませんけれども、先進国におきましては社会保障制度の整備というものが進んでおります。したがって、子供に頼らずとも老後の生活を安心して暮らすことができる。そしてまた三つ目、乳幼児の死亡率が先進国では軒並みこれは低い水準にございます。したがって、そのリスクを回避するといような行動を取る必要がないと、こういったようなことがあつて、発展途上国の多産化に對して先進国では少子化という形になっているんだというふうに理解することができると思えます。

○山口那津男君 先進国ではそういう子供を生み、育てる、いわゆる社会資本の整備が整っているにもかかわらず少子化の問題が起きています。この点について、今後どうあるべきかというのは国際的な取組ということも必要だろうと思えます。これは今後の検討課題の一つであろうと思えます。

それで、今、途上国の多産化という御指摘もありました。今、国際社会が直面している問題はむしろその人口の増加によって食糧あるいはエネルギー供給、こういったものの限界を生み出すということとか環境の負荷といった問題、むしろそちらの方が問題でありまして、バランスの取れた少子化というのはむしろ望ましいという一面もあるのかもしれません。こういった点についてどのような

に、グローバルなこの人口問題についてどのようにお考えになられるか、お聞かせいただきたいと思えます。

○衆議院議員(福島豊君) この人口問題というのはグローバルな社会の中で考えると、地域によって、そしてまた国によって何を目的とすべきかというところは大きく異なっているというところは事実だと思えます。

先ほども申しましたように、発展途上国でございますと、これは多産に對してどのようにプレッシャーを掛けていくのかということが大きな課題になっているわけでございます。人口の増加そのものが、例えば低成長の経済にとりましてはかえって負担となつて、そして社会の貧困化をもたらしているという指摘もございまして、そしてまた十分な社会インフラのない下での人口爆発というのは、かえって伝染病の蔓延ですとか様々な社会的にマイナスの現象をもたらしているという指摘もあるわけでございます。ですから、こういった地域におきましては人口をいかにコントロールするかということが大切であると。

しかしながら、先進諸国におきまして少子化が進んでいるということは、これは世界全体で平均して幾らだからいいという話にはならないわけでございます。むしろ先進諸国は先進諸国としてその少子化がその国に對してもたらす影響というものに對して、それをどう評価し、そしてまたその評価に基づいて対応するというものが求められるというふうに私は思っております。

とりわけ、日本では、少子化が急速に進行すると同時に高齢化も急速に進行している。人口構造のこの大きなひずみというものは今まで人類社会が経験したことのない程度にまで達するのではないかとこのように予想されているわけでございます。少子化というものが、他の地域におきましては人口のコントロールが必要だとしても、日本におきましては、むしろそうではなくて、少子化というのに對してどのように取り組むのか、このことが大切だというふうに私は考えております。

○山口那津男君 先ほど来、先進国共通の少子化の要因等々をお尋ねしてまいりました。

それは、我が国ももちろん免れないことではあるわけでありすけれども、我が国で何ゆえ少子化に対する対応が必要なのか、この我が国特有の特徴的な要因というものはどういうことなのかというのを改めて浮き彫りにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(福島豊君) 先ほどから申し上げておりますことを、具体的に数字を申し上げたいと思っております。

我が国におけます合計特殊出生率は、一九九〇年には一・五七を割り込みまして、二〇〇二年には更に一・三二にまで減少いたしております。これは減少の一途をたどっていると。一方で、高齢者人口は増加の一途をたどっておりまして、二〇〇一年に一七・二%でありました高齢者人口割合は、二〇五〇年には三五・七%まで上昇すると考えられているわけでございます。正に鏡像的な少子化の進行と急速な高齢化の進行と、どちらか一つでも社会に対して影響あるわけでございますけれども、それが二重に重なってきているということに我が国社会の大きな特徴があるというふう

に言えると思います。

○山口那津男君 今、正に御答弁のあったところでありまして、この少子化の問題が、少子化対策の対象となるべき世代、あるいはその世代を頭に以下の将来の世代に投げ掛けられた問題というのが本来は解決すべき課題だろうと思っております。しかし、我が国の場合は、急速な高齢化との関係で問題視される部分が非常に大きいわけでありまして。しかし、この密接な関係があるということではあります。高齢化問題を解決するために少子化対策を講じなければならぬ。例えば、産めよ増やせよという政策を取らなければならぬと、そういう高齢化解決のための手段化として少子化対策があるという考え方をするとすれば、これは大きな誤りだろうと私は思います。

その点の基本的な考え方を確認したいと思いま

す。

○衆議院議員(福島豊君) 先生御指摘のように、少子化対策は高齢者対策として行われるというものではないというのとはおとりだというふうな思っております。両者が無関係だというわけではございません。

例えば、少子化が進めば高齢者の年金制度をどうやって支えていくのか、支え手が少なくなるのではないかという関連はありますけれども、本来はそれぞれが別個に考えられてしかるべきものだろうと私は思っております。

そして、法律としてどのような関係にあるかといひますと、高齢化に対処するための法律としては高齢社会対策基本法というものがあつたわけでございまして。高齢社会対策基本法と少子化に対処するための私どもが今回提出をさせていただきました基本法、その視点を異にするものでございましてけれども、この両者が車の両輪となつて総合的な施策が策定、実施されることによつて国民が豊かで安心して暮らせることのできる社会が実現する

と、私どもはそうように考えております。

○山口那津男君 今、中山太郎議員がいらつしやいました。提案者の代表として非常に御苦労されたその努力に深く敬意を表したいと思います。

そこで、中山議員の発言に対していろいろな報道がなされて、中山議員でなければお答えできない部分があつたものですから、御多忙とは存じましたけれども、あえてお越しいただきました。まず、お伺いしたいと思います。

射ているかどうかは直ちには分かりません。

そこで、提案者の御真意を分かりやすく御説明

いたしたいと、こう思います。

○衆議院議員(中山太郎君) 一部報道でその記事が出ていますことは私も存じております。

私も、元小児科の専門医として、やっぱり子供たちを本当にかわいと思つてゐる人たちと、そう思わない人たちがいるわけではございまして、やっぱり自分の子供が欲しいという方は、本当にお育てになるのに御苦労されております。特に、今、小児科の医者が不足しておりますから、緊急な事態でも非常に小児救急の問題が課題になつてきておりますし、また、小児科教室に入る卒業生の数もうんと減つております。

こういった中で、子供たちが欲しいと思つてゐる御婦人と、生涯自分は独身で暮らしたいとお考えの方もいらつしやいます。また、結婚しても子供を育てるのが、もうはたを見ていても大変だということお気持ちの方もいらつしやいます。そういうことで避妊をやつていらつしやる方もいらつしやると思ひます。一方で、外国まで行つても、人工授精をしなから出産をしたいということも現に行われておりますし、国内でも、公式、非公式でそういうことが言われております。

私は、全く御婦人が自分の生き方、それぞれの自分の考えに基づいて、結婚するとかしないとか、あるいは結婚しないけれども子供は私は欲しいと、また、結婚しても子供は欲しくない、もう子育てをやつてゐる人たちの苦労を見れば嫌というほどそれは自分を感じると、こういった方もいらつしやいます。私は、子供を欲しいと思つていらつしやる方々が、やはり男女共同参画社会の中で、お勤めに出ていただく方が多くなるわけですから、そういう方が勤務先で安心して働けるような保育設備を、保育施設を全国に作るべきではないかと、私はそういうふう思つております。

特に、定時の午前九時から五時までじゃなしに、早朝保育で朝早く駅へ行かなきゃならないお母さん方が子供を連れて電車に乗る前に近くの保育所に預けられる、こういったこと、また、夜遅くなつて、会社五時に引けてもすぐに保育所へ引き取りに行けないといった方々には、延長保育あるいは小児保育と、延長保育とか深夜保育、こういった制度が社会の中で既に既成の概念として育てることができるようになつていけば、そういう御婦人のために大変プラスになると、こういう考え方で、先生方と一緒に法案を準備させていただきまして。

そういう趣旨でございます。

○山口那津男君 ありがとうございます。御予定があるようですから、どうぞ御退席いただいて結構でございます。

さて、そこで、今の中山議員の御答弁にも表れておりましたけれども、女性が自己決定をする、そういう権利を持つということとは当然尊重されなければならぬと思ひます。また、自ら選んだその決定に対する結果についても自らが負うというの、これも原則だろうと思ひます。

そうではありますけれども、少子化対策を推進するその反面として、無言の圧力が加えられたり、あるいは産まない自由を選択する者に対して、その人の将来不利益な取扱いがなされるということに対して大きな懸念を持つ人もいるわけでありまして。

午前中の質疑の中で、森喜朗元総理大臣の鹿兒島のシンポジウムにおける発言が取りざたをされておりました。あそこ報道されているような考え方、この考え方に対する懸念とも共通する懸念だろうと私は思ひます。しかし、そういう懸念を持つ人たちに對して、そうではないという、その懸念を払拭するような対応というものも必要だろうと思ひます。

この点について、提案者としてはどうお考えになりますでしょうか。

○衆議院議員(福島豊君) 結婚や出産に関して、個人の自己決定権、これを決してこの法案は制約するものではないと、そしてまたそこに介入するものではないということを、衆議院におけます委

員会の質疑におきましても私も提案者として繰り返して説明をさせていただいてまいりました。そういう意味で、是非なぜこの法案が提出されたのかということ、その観点から御理解をいただければというふうに私は思っております。

そしてまた、一方で、子供を生み、育てると、これは自己決定に基づいて選択されるべきこととありますけれども、その自己決定に基づいた選択そのものが、例えば我が国の社会、この働き方、子供を持つということによって仕事をし続けるということに對して不利益になると、こういうようなこともあります。これは、本来その人の持つべき自己決定権が十分に発揮されているというふうなものと、むしろその働き方、職場環境、こういったものによって逆に制約を受けているというふうなことが起こっているわけでございます。ですから、そういう制約はできる限りこれは私は外していくべきだと思います。そしてまた、経済的な困難、これによって産みたいけれどもあきらめようということも起こるわけでございます。となれば、経済的な支援をすることによって、その自己決定というものが十分に実現できるような、そういう社会を作るべきであると。

この法案には様々なことが書かれておりますけれども、それは一つ一つ、産みたいと、産もうと、こう決断した場合に、それを、その自己決定というものを實現することを支援すると、そのためにこういう施策が行われるべきであるというふうに私は思っております。

○山口那津男君 先ほど、自己決定は尊重され、かつ決定の結果については自己責任が原則であると、こういうことを申し上げました。しかし、一たび決定をしてそれが将来自らにとって必ずしも利益でない結果を招いたからといって、それがすべて自己責任に帰せられるということではもちろんないだろうと思うのであります。ですから、一定のその配慮された措置というものは当然考えなければならぬと思いますが、この自己決定というものはあらゆる場面で私はこれから尊重をされ

る、そういう施策が推進されるべきであると、このように思います。

そこで、少子化社会と密接な関係があるのがこの高齢化社会であります。また一方で、男女共同参画社会というものが相互に三者は関係があるわけでありまして、それぞれについて基本法がこのたび整うことになりました。しかし、相互の関係というものは、お互いの制度を作るときは意識はされているものの、相互の調整をするということが十分になされているかどうか、これは再検討しなければならぬと思います。

例えば、男女共同参画社会と少子化というのは本当は両立しなければならぬものだと思います。しかし、男女共同参画を推進すること、推進しながら、特に男性が子育てや家庭生活に参加する度合いが一向に変わってこないということから、かえってその負担が女性や子供にいつてしまっている、こういう現実もあるわけですね。ですから、この高齢化、そして男女共同参画、また少子化、それぞれの施策を進めるに当たって、相互の関係を総合的に調整をするということが必要だろうと思います。これは単に心構えとして言うのではなくて、やはりそういう仕組みを、例えばこれらの対策を内閣府あるいは関係実務省庁で行うとしても、総合的な調整の仕組みというものをこれから作る必要があると思います。

例えば、男女共同参画担当の大臣というのはいっしょにやるわけでありまして、これから少子化対策担当の大臣というものが設けられるのでしょうか。私は、むしろ今言ったような高齢化、男女共同参画、少子化、これらを総合推進、調整するような仕組み、ポスト、こういうものを考えるべきであろうと思っておりますが、提案者としてどのような考えになるのでしょうか。

○衆議院議員(福島豊君) 先生の御指摘は誠にそのとおりだと思っております。高齢社会対策、そしてまた男女共同参画社会の實現のための対策、そしてまた、この少子化社会対策基本法に基づく対策、こういったものは緊密な連携の下に進

められる必要があるというふうに思っております。

また、具体的に、例えば法案の第二条の第一項には、少子化に対処するための施策は、男女共同参画社会の形成と相まって、講ぜられなければならない、このように具体的に規定をいたしております。そうした条文上の問題と、そしてまた、あと組織の問題がもう一つはあると思います。

本法案に基づきまして、少子化社会対策会議という会議が置かれることになっております。この会議は、内閣総理大臣が会長でございます。委員は関係大臣のうちから内閣総理大臣が任命するということとなっております。これは全く高齢社会対策会議と同じ構成になっておるわけでございます。また、男女共同参画会議につきましても、議長は内閣官房長官でございますけれども、議員は関係大臣及び有識者のうちから内閣総理大臣が指名又は任命する者をもって充てるということで、いづれにしましても、内閣、これが中心になって高齢社会対策、そしてまた男女共同参画社会の實現、少子化対策ということを進めていくというふうになっております。

そのそれぞれの施策を實現するに当たって、実際に担っておりますところは内閣でございますし、関係大臣も基本的には私は重なっているというふうを考えておりますから、それをもって連携というものを十分図っていくことができるというふうになっております。

○山口那津男君 今、基本的に内閣で調整機能というお話でありました。私は、これをやはり仕組み、形というものを作るといのは大事なことでありと思っております。せっかくの議員提案でありまして、これまでの役所の言わば所管に縛られないで施策を進めると、こういうきっかけになるだろうと我々も応援しますので、是非とも提案者として積極的にその方向性を探っていただきたい、こう思います。

次に、本法案の前文の中に「生命を尊び、」という言葉が出てまいります。また十七条には「生

命の尊厳」という文言もあります。これについて午前中も質疑がありました。

この文言に對して、アメリカなどでは人工妊娠中絶に對して、ある特定の宗教団体をバックにして訴訟も起こされていると。大統領選挙の主要テーマにもなるというぐらいの非常に重要な課題となっております。こういう現象から、この文言に宗教観が反映されているのではないかと、あるいはある種の宗教的価値観を強要することにつながっていくのではないかと、このような批判をする方々もいるわけですね。

これに對して提案者としてはどのようにお考えになるのでしょうか。

○衆議院議員(福島豊君) 御指摘のこの「生命を尊び、」また「生命の尊厳」といった文言は、特定の宗教的価値観を前提として規定したものではありません。

昨今、児童虐待やいじめが深刻な社会問題となっておりまして、昨日の新聞の報道でも、四歳の子供が誘拐されて、そのままビルから落とされ命を落とすというふうな悲惨なことがあったわけでございますけれども、こういった社会の今のありようというのを見ておきますと、幼い命をばぐむといったことに対しての認識、そしてまた、率直に言いますと、この命というものは大切なんだということが、やっぱり再確認をする必要があるんだらうと私は思っております。

少子化社会といえども、子育て支援といえども、その根っこにあるところの命を大切に思うということがやはり前提となつて進められるべきであるということから、私どもはこの言葉を条文の中に盛り込んだ、前文の中に盛り込んだというところでございます。

○山口那津男君 趣旨説明のときに配られた資料等によりまして、人口推計によりまして我が国の平均寿命はますます延びていくということが予測されております。高齢化も著しく進展することが予測されております。こういう予測を前提にいたしますと、高齢者が現役世代に依存する、現役世

代が高齢者を支える、こういうことのみでは明らかに高齢者、高齢化社会を乗り切ることは不可能である、限界があると、このように思います。

そこで、高齢者が自立できる、つまり自らの生活は自らの所得で賄うと、こういう職業をこれからたくさん作り出していく必要もあるでありましょう。さらにまた、雇用の今、年齢制限というものが横行しているわけですが、これをやはり廃止していくような努力も必要だろうと思います。そして、これが定着していけば、いずれは年齢差別による雇用の、雇用の年齢差別といううなものも禁止すると、これはアメリカでは既にそのような法律ができていくわけでありますけれども、この年齢差別禁止というようなことも考えていく必要がある、そのような社会へ徐々に転換していく必要があると、このように思います。

この点の少子化と雇用の在り方の関係についてどのようにお考えになるでしょうか。

○衆議院議員(福島豊君) この点も先生御指摘のとおりだと私は思っております。二〇五〇年には高齢者の人口割合は三五・七％、三人に一人ということになるわけでございます。こうした割合になつてまで高齢者の方々を現役世代に全面的に依存するという仕組みが成り立つたろうかと。私は、それは持続可能性というものが無いんだらうというふうに思っております。

したがって、生涯現役社会という言葉が語られておりますけれども、高齢者の方々もできるだけ健康で長生きしてほしいと、健康寿命を延ばすということが一つあると思います。そしてまた、その中でできるだけ社会に参加をして、そしてまた働く人は働くということを選択できるようにしていただきたいと思っております。これは、働かなきゃいかぬというまたこれはいろんな意見があると思うんですけれども、働きたい人がきちっと働けるような環境づくりをしなければいけないというふうに思っております。

雇用年齢の制限の撤廃、年齢による差別の禁止と、このことも一つの目指すべき方向性として私

はそのとおりだというふうに思っております。ただ、日本の場合には様々な雇用慣行というものがある、またアメリカと異なるような点もございます。今の雇用慣行そのものが見直されていく中で生涯現役社会に向けて必要な改革というものが進められていくべきである、そのように考えております。

○山口那津男君 主として高度成長期に作られた雇用慣行あるいは年金その他の諸制度、これにむしる制約されてこの急激な高齢化の現実に対応し切れていないという側面も私はあるだろうと思えます。だからといってドラスチックな改革を直ちにやれというものではありませぬけれども、やはり将来の社会の変化に対する覚悟を決めた上でその制約要因というものを取り払う、これはかなり強力にやっつけていかなければならないというふうに思っています。

さて次に、保育サービスの充実ということが本法でも指摘されているわけであります。これは当然のことではありますが、十一條の規定の中には、幼稚園を特別扱いしている、これは不当なことだと言つて批判する人々もいるわけであります。しかし、現実の問題として、保育園と幼稚園の園児一人当たりの公的助成というものを数値で比較いたしますと約十対一の格差があるということが事実として存在するわけであります。現状でそれぞれ親の所得や資産の格差というものは十対一の開きがあるとは到底言えないわけであります。そうすると、この十対一の格差が本当に妥当なものかどうかというのは極めて疑わしいことだらうと私は思っております。

主として幼稚園に対する施策というのは福祉の側面から充実強化が叫ばれてきたと、そしてかなりそれが進んできたということは言えるわけでありますけれども、少子化対策をすべきであるという観点からすれば、保育園と幼稚園で区別する理由私は全くないと思えます。その上で、この園児一人当たりの公的助成というのは、所管の省庁が違つているという面もありますけれども、それ

を超えてこの格差の是正というのが私は図られなければならないと思います。

この法律はそういう格差の是正に役立つのかどうか、格差を是正すべきかどうか、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(福島豊君) この法律の十一條で幼稚園のことが規定されているわけでございます。それは、今まで、保育所というのは親の就労等により家庭で保育をなし得ない児童に対して家庭に代わつて保育を提供する児童福祉施設という位置付けだと、また、幼稚園は親の希望によつて教育を提供する教育施設であるという位置付けだったわけでございます。しかしながら、少子化対策、次世代育成対策、子育て対策と、この中で、幼稚園は今まで教育ということが中心でありましたけれども、それだけでなく、もっと幅広く子育て支援を担っていく主体であるというふうになさすし、その役割というものを明確にするためにこの条文を盛り込んだということでございます。

そしてまた、先ほど支援の在り方には大きな差があるという御指摘ございました。これはそれぞれ所管省が違つたわけでございますけれども、一言私の個人的な意見を申し上げますと、十対一ということでございますけれども、幼稚園に対しての支援がまだまだ十分でないという御指摘であれば幼稚園に対しての支援を更に拡大すべきであると、そのように考えております。

○山口那津男君 是非、今の個人的な御指摘を政策にまで高めて実行していただきたいと思ひます。

次に、児童手当に対して、この児童手当というのは少子化対策には十分な効果はないんであると、言わばばらまきの政策の典型例であると、悪い政策であると、このように批判する人々もいるわけであります。しかし、この法律を作るに当たつてこの児童手当の在り方について基本的にどうお考えになるか、そして今後どういう施策を取るべきであるとお考えになるか、この点のお考え

を聞かせていただきたいと思ひます。

○衆議院議員(福島豊君) この児童手当につきましては、子育ての経済的支援の中核となる施策であると思ひます。

調査によりまずと、理想の子供の人数を保持しない理由として第一にまず挙げられるのが経済的な要因でありまして、六三％の方が挙げております。理想の子供数は二・五六人、それに対して実際の平均出生児数が二・一三人と、〇・四人ほどの開きがあるわけでございます。そして、その六割方の理由というのが経済的な理由であると。ということであるならば、私どもは経済的な支援というものをしっかりとすべきだと、そして児童手当の拡大ということを叫んできたわけでございます。

また、昨年十二月の配偶者特別控除の見直しに際しまして、平成十六年度に児童手当の支給対象年齢等の見直しを行うと、更に拡充をするという方向性が与党の中で合意をされたわけでございます。

こうした児童手当の拡充ということにつきましては今まで段階的に進めてまいりましたけれども、ヨーロッパ諸国の水準に比べると私はまだまだ日本の児童手当というのは低い水準にとどまっているというふうに思っておりますし、そしてまた、児童手当を出せば子供の数がすぐ増えるのかと、そういう議論の仕方ではなくて、子育てを社会がしっかりと支援をするという観点から、この児童手当というのは私はヨーロッパ諸国に比べて遜色の無いものにまで育てていく必要があると、そのように個人的に確信をいたしております。

○山口那津男君 今の御答で、ヨーロッパ諸国でも我が国でも一定の効果が認められるし、その重要性があると、こういう御指摘でありました。是非とも私はそれらに倣つてこの施策の拡充を希望したいと思ひます。

次に、法案十三条に不妊治療の指摘があるわけでありまして、様々な少子化対策を考えたときに、この不妊治療の部分だけがいかに具体的に

過ぎて突出している印象を受けると、これは基本法であるからそここまで書き込むということは無言の圧力を感じると、こういう批判もあるわけであります。しかし、これをあえて法案に盛り込んだその考え方と、今後の具体的な施策の見通しについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(福島豊君) 不妊治療に関しましては衆議院でも様々な御議論ございました。こうした不妊治療に関しての規定を置くことによって、それは圧迫、そしてまた何か強制されるのではないかと指摘もございました。

先ほども申し上げましたことと同じことでございますけれども、現に不妊治療を受けておられて、子供を産みたいということで不妊治療を受けておられて、経済的な負担の大きさに大変苦しんでおられる方もたくさんおられることは事実でございます。そしてまた、周囲からの圧迫という話に聞けば、不妊治療をこの法律があるなしにかかわらず受けるようにということで、無言の圧力を感じる方もたくさんおられることも事実でございます。

ですから私は、大切なことは、不妊治療に当たって子供のいない御家庭の方が自分で望まない不妊治療を強制されないようにしなければいけませんし、そしてまた、実際受ける場合でもいろいろな悩みがあります。そういった悩みに対してきちっとカウンセリングができるような、そしてどういう道を選ぶべきかということが本人の自己決定というものを生かしながら実現すると、そういう体制を取ることが必要だというふうに思っております。

そしてまた、その場合に、不妊治療を受けて、そしてまた体外受精、顕微授精のような複雑なものも受けて子供を産もうとする場合に、経済的に困難だからそれが受けられないということではなく、少しでも支援があつて受けられるようにしたいというような思いからこの条文を規定をしたわけでございます。

そしてまた、経済的な支援に関しましては、先

般、与党内の協議におきまして、来年度から経済的な支援を行うという枠組みについての決定をいたしました。その具体的な中身につきましては十六年度の予算の編成の過程で詰まっていきたいと思いますけれども、こうした多面的な支援をすることによって、決して自己決定を妨げる、また介入するということではなくて、自己決定の実現を支援するという観点から不妊治療の条文を理解していただければと思ひます。

○山口那津男君 最後に、男性の職場における就業慣行というのは戦後それほど大きな変化がないように思われます。男女平等の教育が進み、女性の社会進出はどんどん進んでいるにもかかわらず、男性社会といふものが変化をしていない。男女共同参画が進められつつも、現実はまだなかなか厳しいということだろうと思ひます。

育児休業制度を作っても、男性の利用率は極めて低いのであります。これは制度が周知されていないからではありません。やっぱり職場においてこれを利用しよう、あるいは利用させようという理解がないからであります。したがって、子育ての職場に父親は帰ってこない、母親も離れていく、子供は踏んだりけったりと、これが現実であります。

私は、この母親に負担を押し付けている現状の方が大きな問題だろうと思ひます。もともと父親も、またその父親を囲む職場の男性も全員が考え方を変えて、男がもつと家庭へ帰れと、こういうスローガンの下に様々な施策を具体的に実行していく必要があるだろうと思ひます。

提案者として決意をお述べいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(福島豊君) 誠にそのとおりでございます。私も子育ての最中でございますが、しっかりと、妻にだけ任せるのではなく、かかわるべきであると、そのように思ひて子育てに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○山口那津男君 是非、実行を期待して、質問を

終わります。

○八田ひろ子君 日本共産党の八田ひろ子でございます。今日は、この法案の審議の参議院ではスタートでありますけれども、午前中、審議の中で、提案者の代表として中山議員は、子供を産む、産まない、あるいは結婚する、しない、これは御本人の意思、女性自身のお考えと繰り返され、これは女性の自己決定権と、こういうのと同じ考えであるのかというふうな質問に対し、正に同じ趣旨であると。これはリブプロダクティブライツということ、これをきちんと守るんだというお答えだということに私は受け取りました。

ところが、その自民党の少子化問題調査会の会長であります森前首相が、これは午前中にも議論がありましたが、税金で面倒を見なさいという女性が歳を取って、税金で面倒を見なさいというはおかしい、こういう発言、個人の結婚や出産の自己決定権を認めず、女性を差別する許されない発言だということに思ひます。

この法案に対しては、このような女性の自己決定権を認めないのではないかと、あるいは特定の考え方を押し付けるのではないかと、こういう危惧から反対の意見が私どもにもたくさん来ておりますけれども、法律案というのはそういう趣旨で作られているのか、御認識を改めて伺ひます。

○衆議院議員(西川京子君) 先ほどからずっと審議を通してこの法案に対する私たち提案者の思いは十分お分かりいただけていると思ひます。

森総理のその発言に関しましては、私もその場に居合わせたわけではございませんのでその真意のほどはよく分かりませんが、多分にこの少子化社会といふものに対する危惧の念を大変お持ちでいらつしやる余りの一つの、女性にできたら子供を産んでもらいたいなという思いがあつたらうと思ひます。明らかにその発言に少々行き過ぎな点があつたことは事実だろうと思ひます。ただ、この法案提案者のみんなの思い、それは本当に、女性、男性、結婚に関しても、子供を産

むということに関しても女性も男性もそれは明らかに個人の決定権だということは、はっきりと私も共通した認識でございます。

○八田ひろ子君 行き過ぎがあつたという程度の問題だと私は認識できません。この場で、どんな場で発言があつたのかというのは午前中からも言われておりますけれども、元はといいますと太田元総務庁長官が集団レイプする人は元気があつたという暴言を行つた、これも大変許されない発言なんですけれども、それを受けての発言で、これはテレビで放映をされている中身であります。

また、午前中、お昼にもこのお二方の発言を受けて福田官房長官が、あのレイプの問題ですけれども、いかにもしてくれという格好の女性もいるじゃないか、僕だって誘惑されちゃうぞと、こういう報道がありまして、裸のような格好でいる方が悪いということですが、こういう太田元長官を擁護するような発言の問題について、先ほど官房長官は、自分はレイプ擁護を言つたのではないかと、こういうふうには真意は全く違つたと答弁されました。

今も、真意は分かりませんがというふうには言われたんですが、レイプは凶悪犯罪であるにもかかわらず被害者にも罪があるかのような発言をした、これは私は重大だというふうに思ひます。ですから、提案者の方、この問題についてはいかがでしょうか。

○衆議院議員(西川京子君) レイプを恐らく政治家として、人間として擁護する人はいないと思ひます。多分に開放的な服装をしていらつしやる人がいるという、それはまた別の問題であつて、そういう方がいるというのは事実でしょう。しかし、そのこととこのレイプの問題とを結び付けての発言だとは私は、官房長官がそういうことでおつしやつたとは私は思ひませんが、少なくともこの提案者の一致した意見で、もうそのレイプを擁護などというのとはとてもないというのの一致していると思ひます。

○八田ひろ子君 御本人も、それからその場に

らつちやつた方も、いろいろこの法案で心配をされていろいろと意見があると思うんですね。ただ、この法案を作られていく過程の中で今こういう話題になっている方がかわつてきたということとは周知の事実でありまして、本当にこの法律が女性の人權を尊重した法律であるのかどうか、更に大きな疑問とか不安とかが広がっている現状が私はあると思います。

報道では、次から次に暴言乱発で、女性べつ視は自民党の党是なのかと、こんなことまで書かれているわけでありすけれども、私は、こういう問題が次から次へと、その真偽はともかくとして出てきているということは、やはりこの委員会の審議の中でしっかりと慎重に審議しながら、この法案の詰めていくことを、徹底審議が大変必要だと思ひますので、委員長の方には是非その要望をお願いしたいと思います。

私、時間が短いのでこの問題だけをやるわけにはいきませんので、次に労働問題に関する質問に移させていただきますというふうに思います。

少子化社会、これは日本では七〇年代後半、特に八〇年代から日本の社会で起きてきた、自然現象とは全く違ふと私は思ふんですね。この二十二年余りの間に日本社会に作られてきた子供を育てることへの障害、これをいかに取り除いていくか、これを真剣に探求をしていかなければならぬというふうに思いますし、今、リストラ、合理化で、雇用破壊、厳しさを増す雇用環境とか、社会保障が次々と後退して将来への不安を抱えている男女労働者、ゆとりも奪われていく、こういう既に多数派になっている共働き家庭の仕事と家庭の両立に苦闘している現実があるわけです。

そこで、私は、雇用と労働条件の問題を改めて問い直すことが必要だといふふうに思ひ、若者を取り巻く問題をまず伺いたいと思います。

現在、十五歳から二十四歳までの青年完全失業率は二・一〇％、青年の八・三人に一人が失業者ということでありす。内閣府が二〇〇三年版国民生活白書を出されました。これで、パート、ア

ルバイト、派遣を含むフリーターと呼ばれる若年不安定雇用労働者、これがどんどん増加して二〇〇一年四百七十七万、一九九〇年には百八十三万ですから激増です。フリーターの七割の方は実は正社員を希望されているというのが同じ白書にありまして、このことを放置すれば日本経済の成長を阻害すると白書、指摘し、さらに若年の雇用が悪化し、経済基盤が弱くなつてきているため、子育てへの経済的な負担感がますます高まり、少子化が更に進むことが懸念されていると言つています。

私も参議院では、二〇〇一年の六月に全会一致で少子化対策推進に関する決議というのをさせていたいただいておりまして、そこには、若者が自立し、次代を担う子供を安心して生み、育てることのできる社会を実現することと決議しているんですけれども、少子化社会を克服するのに今必要な一つとして若者が自立できる社会の実現、こういうふうにも思ふんですが、いかにでしょうか。

○衆議院議員(西川京子君) 質問者の御指摘、多分に共感できる部分があります。今の厳しい経済状況の中で伝統的に守られてきた日本の雇用という制度がかなり崩れてきている、そういう中で経済至上主義だけを推し進める中でのこういういろいろな問題というのはかなりあると思ひます。私は、やはり日本経済の発展を本当に考えていかなければいけない中で、やはりその責任者の方々の社会全体の責任というところもやはり私は考えていただきたいと思います。

そういう中で、若い人たちが本当にきちんとした仕事を持てない。それは多分に政治の責任もあります。すし、やはり経済人の責任もあると思ひます。その中ではやはり行政としてどういうことができるかといふと、やはり将来に対する経済的な不安あるいは心理的な全体、未来に対する不安、そういうものを少しでも取り除いていくのはこれ政治の大きな課題だと思ひます。

支援をするための諸方策の推進を図っていくことが一番大事なことでございすけれども、本当に子供を産んで育ててほしいんだという安心な未来像、それを描いていただくことが本当に政治の責任だと思ひます。そういう中で、今回の参議院の安心して子供を生み、育てることのできる社会の形成を目指すというこの決議、これと全く趣旨を同じくするものであると思ひます。

○八田ひろ子君 本当にそうだと思ふんですね。しかし、現実はどうでしょうか。

この間、政府とか財界というのは安定した雇用ではなくて、雇用の流動化だといつて、とりわけ若年労働者は雇用が不安定化してくるということなんです。

九五年から二〇〇一年にかけての雇用者で見ますと、若者、いわゆる十五歳から二十四歳までの正社員、これは二百七十七万人減つていす。パートやアルバイトというのは六十六万人増えているんですけれども、正社員から不安定化、低賃金化、こういうのが進んでいるのが数字です。

そこで、今日、厚労省にも来ていただいてありますので伺うんですが、労基法の改悪で有期雇用の契約期間の上限が三年になりました。これは若年定年制の復活と批判をされていますが、契約期間の期間が短ければ社会保険にも入れませんよ。それで、三年後には解雇、先ほども育児休業も取れない。再就職の見通しがなければこれは結局将来不安が大きくなるわけで、結果として少子化に歯止めを打てないです。

ですから、やっぱり有期雇用、三年で首切りとか、こういうことに対しては規制が必要だと思ふんです。有期雇用というのは、私どもは、代替的とか短期的とか季節的とか、季節ですね、こういう特別な業務で期間を定めることにとりわけ合理的な理由がある、こういうものだけに限定する、こういうことが必要だと思ふんですけれども、この有期雇用の労働者が増えたと少子化社会は促進されるんじゃないかと私が心配はしているんですけれども、厚労省はどうお考えでしょう

か。

○政府参考人(青木豊君) 有期契約につきましては、それぞれの労働者側あるいは事業主側、双方にとつてそういった契約を望む、あるいは有期契約労働のままで実際に三年四年と引き続き雇用されているというような実態があることから、今回の労働基準法の改正でもそういったことを踏まえてなされたというふうに理解をしておるわけでありす。

今申し上げましたように、労使当事者間でそれぞれ意義を見いだしまして期間を定めて契約を締結するということでありすので、それ自身、これを規制するというのはなかなか難しいというふうに思ひます。

少子化社会にどういふ影響があるかということについては確たることは言えないと思ひますけれども、ただ、そういった期間契約で締結をしていすような契約期間が終わることについて様々なトラブルが生じないように、そういったことにつきましてはいろいろな相談窓口を作つたり、あるいはいろいろな指導をいたしまして、できるだけそういったトラブルが生じないように努めていきたいというふうに思ひます。

○八田ひろ子君 トラブルの問題ではないんです、私が聞いているのは。

将来にきちんと安定したそういう希望が持てるかどうか。フリーターの七割が現に正社員を望んでいるというのは政府の調査です。また、研究会報告では有期契約自体を望んでいるという労働者はどこにもないんですよ。パート労働者の七二・六％は期限が定められていると言ひつていす。私は、ここを規制しないで行つて、男女カップルが子供を持てる、男女が働いて子供を持つという当たり前の生活をしっかりと展望を持てるかどうか。三年後、じゃ就職できるという保証あるんですか。どうお考えなんです。再就職できるんですか。

○政府参考人(青木豊君) 企業のサイドからい

ば、採用ということになりますし、これは労働契約全般についてそうでありませうけれども、企業の採用の自由というのは事業活動を行っていく上で保障されているわけでありませうので、労使におけるそれぞれ納得して契約を締結していただくということが最も基本であるというふうに思っております。

ただ、その契約を締結するに際していろんな条件についての明示をして、納得してきちんと契約ができるようにするということが大切だろうというふうに思っております。そういう面できちんと労働条件を明示するとか、あるいは契約についても、例えば更新ですね、契約期間の更新についてそういうことがあるのかないのかというようにいうことも大切だということに思っております。そういつたことがきちんとされるように指導しているということでございます。

○八田ひろ子君 本質的な問題には全然お答えにならないんですが、この法案には雇用の継続というのがあります。当然だと思えます。しかし、一方では、今、企業のようなことを言われましたが、日本経団連などは有期雇用の労働者を増やしていること、これは人件費削減ということですね。これで本当に少子化社会に歯止めが掛かるんだらうかと。こういう有期雇用を規制しなかつたら掛からないと私は思うから聞いています。

じゃ、提案者の方に伺うんですけれども、アルバイト、パート労働者、年々増加していますね。とりわけパートは女性が多いと言われていますが、働いている女性の四割はパート労働者、女性の五人に二人はパート労働者で、男女の平均でも、男女全部で二三・二％、四人に一人がパートということですか。

今、パートの賃金が本当に生活できるかということなんですが、二〇〇二年の平均、これしか私、手元がないんですが、時給八百九十一円です。一年間一千八百時間働く。これ賃金が低い

のですから、御承知のように、二つ働いたり、ダブルとかトリプルとか、三つ働いたりして、本当に労働時間長いんですけれども、一千八百時間働いたとしても百六十万三千八百円です。これでは経済的に自立して、それこそ子供も産んでという希望を持てるか。私はこんな低賃金、大変だと思ふんです。

こういうパート賃金で出産、育児、安心してできるなあと、提案者はどんな御感想をお持ちでしょうか。

○衆議院議員(西川京子君) こういう厳しい経済状況の中で、その労働、雇用の流動化という現象は確かに起きております。この中で、私も流動化して本当に企業の論理だけでどんどん切っていくというのは明らかに少々問題があると思っております。ただ、そういう企業にもこの経済状況の中で生きていかなければいけないという厳しい条件もあるわけでして、この間の問題というのは本当に政治として考えていかなければいけない問題だと思っておりますけれども、本当にパートタイムの、今質問者がおっしゃいましたこの賃金だけで子供を一年、例えば母一人、子一人のもし状況だと考えますと、多分無理だろうと思えます。そのために行政側では様々な子育て支援の制度がいろいろあるわけで、少しでもそういう環境の中で行政側で対応できること、今後一層しっかりと充実させていくことが大切だろうと思っております。

○八田ひろ子君 社会保険にも入れない、子供を育てるのにマスコミでは一人三千万円ぐらいは掛かるのかな言われていて本当に大変だと思うので、やっぱりこういう現状がこの白書に言っているように少子化につながっているというふうに思ふんです。パートの賃金、こんなに低いのは、やっぱり私は最低賃金制度というその金額が低過ぎるというふうに思ふんですけれども、私はこの最賃を生活できる水準に全国的に引き上げる、こういう改善が必要だと思いますが、いかがでしょうか。厚生省。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金でございますが、地域別の最低賃金額につきましては公益側、労働側、使用者側という三者の、三者構成によります各都道府県ごとに置かれております。地方最低賃金審議会、こういったところでそれぞれ労働者の生計費でありますとか、あるいは類似の労働者の賃金あるいは通常の事業の支払能力、この三つに基づいて賃金実態調査を行いまして、そういったことに基づいて実態把握をした上で、その審議会が十分審議を行って決定をされております。ということ、まあその金額は妥当なものというふうに考えておるところであります。そういうことで、それぞれのところで、それぞれの地域ごとに最低賃金額がそのように慎重な手続で決められているというふうに理解をしております。

○八田ひろ子君 正規社員とパート、アルバイトとの賃金格差が実際には年々拡大してまして、パートタイム労働法ができた九三年には、女性で一般労働者とパートは時間七〇・一％差があったんですね。しかし、二〇〇二年にはこの格差が広がっている。男性と比べるとっと格差があるわけですね。私はこういう同じ人間、労働者、こういうことで雇用形態による差別は許されないというふうに思いますし、若い方や女性にこうした低賃金で働かせることを放置することが私は問題だと思ふんですね。

厚生省、今、最低賃金はどうしようもないようなことを言われましたが、そうではないと私は思います。「人たるに値する生活」というのが労働基準の基本だというふうに思いますので、今年の六月の労働基準法の審議でも、附帯決議で、正社員との均等待遇など、有期労働契約の在り方について、早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずると、こういうふうに出されました。

雇用形態による賃金差別をやめて、類似の労働、同一労働であれば同一基準で賃金や一時金など労働時間に比例して支給することを義務付ける均等待遇、これは私は法制化すべきだというふう

に思います。また、この法律によってできます大綱にもこういうことをきちんと入れ込む、明記するというのが方向で考えたいだことが必要だと思ふますが、厚生省、どうでしょう。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 今御審議いただいております少子化社会対策基本法案第七条に規定されている施策の大綱に關しまして今御質問ございましたが、法案成立後、内閣府に設けられる少子化対策会議において立案されることとなる、そういう性質のものだと思っておりますので、具体的な内容がどのように盛り込まれるかについては、現時点で私ども政府の側としてはしかとしたことを申し上げる段階ではないと思ふますし、法案成立後政府部内で適切に検討されるべきものと考えております。

御指摘のパート労働者の均等処遇の問題につきましては、御承知のとおりとは思いますが、現在労働政策審議会におきまして正社員とパートタイム労働者との間の均衡を考慮した処遇の考え方を、報告書を三月にいたしておられますので、その流れに沿って現在その具体的な必要な措置に關しまして審議会において議論が更に行われていると、そういう状況でございます。

○八田ひろ子君 まあ憲法は健康で文化的な生活を営む権利というのを明記しておりますので、そのためにこの労基法も作られ、そこには労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」と定められております。やっぱりパートを差別して低賃金で働かせるというのは遺憾というふうに思いますし、こういった法律がもし成立するということになったら、それを追い風にしっかりと確立をしていただきたいなと私は思ふますし、大綱の問題もそういう姿勢で臨んでいただきたいと思います。

時間がありませんので、次に、現状の長時間労働、これを是正するという問題の角度から伺います。衆議院の審議の中で、我が党の児玉議員の質問に対して青木審議官は、長時間労働の比率が高い

地域ほど出生率が低いんだと、そういう相関関係が見られるとして、少子化については長時間労働の抑制が大変重要だと述べられました。この認識につきましては私も全く同感です。

そこで伺いますが、まず、長時間労働を抑制するために最近五年間、厚生労働省が行った施策の柱を簡単に示してください。

○政府参考人(青木豊君) 今お話ありましたように、長時間労働の抑制というのは大変重要なことだというふうに思っております。で、厚生労働省としては、過去をさかのぼりますと平成十年の労働基準法の改正におきまして、労働基準法第三十六條に基づいて時間外労働の限度基準というのを定めて時間外労働協定の内容がその基準に適合したものとなるよう指導を行ってまいりました。

それから、年次有給休暇につきましては、付与日数を引き上げまして取得しやすい職場環境の整備が図られるよう労使に対する普及啓発に努めてきたところであります。

今後とも、政府目標年間総労働時間千八百時間というところでありますので、その達成、定着に向けてまして、特に所定外労働の削減ということも大事で、それから年次有給休暇の取得促進というようなことも大事でありますので、そういったことで労働時間の短縮、長時間労働というものを少なくしていく、なくしていくというふうに努力をしていきたいというふうに思っております。

○八田ひろ子君 長時間労働をなくしていく努力、それは大変私も同感であります。

しかし、実態はどうかというのを伺いたいですね。確かに千八百時間を目標、しかし、これサービス残業はそこに入っていないと、先ほど来話していただきましたパート労働者が増えますと本人は働きたくても労働時間が短くなりますから全体に千八百時間に近づくと、こういう数字は出てくるかもしれません。

しかし、問題は、一般労働者、正規雇用の労働者、ここで効果が上がっているかどうかということです。一つは、労働時間週六十時間以上の雇用

者の割合、先ほど挙げられました労働基準法の改正ですね、その後は九七年、そして二〇〇二年、これが直近の数字だと思います。もう一つは、今有給休暇もおっしゃいました、九七年と二〇〇二年、これそれぞれ取得率どうなっていますか、お答えください。

○政府参考人(青木豊君) 総務省の労働力調査によりますと、男性従業者で週三十五時間以上就労する者のうち週六十時間以上就労する者の割合というのは、一九九〇年以降は、今お話しになりました、もう一回前の労働基準法改正で四十八時間制が更に短くなって四十六時間制へとずつと移行してきたということもありまして減少傾向にありました。今お話をしました、しかしながら、一九九七年には一七・六%でありましたが、二〇〇二年に至りましては二一・一%というふうになっております。

それから、年次有給休暇の取得率であります、就業条件総合調査によりますと、一九九七年は五三・八%、二〇〇一年には四八・四%というふうになっているところがございます。

○八田ひろ子君 週六十時間以上、これ年間に直すと三千時間以上ですね。超長時間労働ですね。事態は悪化しています。

週六十時間以上働く長時間労働者の雇用者は、五年間で増加し続けて五人に一人以上ですね、今お話しになったとおり。有給休暇の取得率というのは逆に低下をして、そのために過労死や過労自殺が増える異常な労働実態です。

先ほど私が、最初に申しました八〇年代からのこの少子化の現象ですが、八〇年代というのはこの過労死の蔓延が顕在化して大問題になっている。なぜかという、さっき労基法の改正で労働、残業の上限を法的根拠のあるものにしたと、時間外労働の限度基準、年間三百六十時間ですね、今、しかし、特別協定があれば残業は何時間でもいいわけでしょう。合法なんですよ。青天井。だから、ここに長時間労働、サービス残業が蔓延する根本的な原因があると思う。

私、長時間労働を調べていたらそこにサービス残業があったというので本当に驚いたんですけども、これは現場の労働基準監督署でも同じあれですね。トヨタ自動車の本社のあります、トヨタ自動車関連の集中している豊田労働基準監督署の調査でも、年間総労働時間、多い方で三千六百五十時間です。とんでもない数字です。これは監督官でさえいつ寝ているんだろうと。実際にこの地域では、異性と出会うこともできない、デートもできない、ましてや、子供を生み、育てることはできないという、これ全国的にもそうです。今お話しになったのは、全国的に五人に一人以上が三千時間以上ですから、これはサービス残業なくです、カウントしなくてですね。

だから、やっぱり労働時間の短縮を始め、こういう労働実態を改善しなかつたら少子化社会対策に私はならないというふうに思っています。

今日は内閣府にも来ていただいています、二〇〇〇年の男女共同参画審議会の答申でも、一日当たりの実労働時間の短縮、官民挙げて取り組む必要が述べられています。

坂東局長はこれを、今のやり取りを聞いていてどう思われるでしょうか。この基本法でも一日当たりの実労働時間の短縮ということを言われているんですけども、男女共同参画計画においても私は位置付けていかなきゃいけない、こう思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(坂東眞理子君) 御指摘のとおり、長時間労働を抑制していくことは、職業生活と家庭・地域生活の両立を実現するために極めて重要な課題だと認識しております。また、男女共同参画基本計画におきましても、重点目標の一つとして、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援というのを挙げておりまして、その中で労働時間の短縮等就業条件の整備を挙げております。

また、平成十三年に閣議決定されました仕事と子育ての両立支援に関する方針についての中で、第一の柱として、他の保育サービスの充実等

の前に、まず「両立ライフへ職場改革」ということを挙げておりまして、所定外労働時間の削減あるいはフレックスタイム制、短時間勤務等の導入への支援が盛り込まれているところがございます。

今後とも、労働時間の短縮にかかわる対策を的確に推進していくことが男女共同参画社会を実現する上で大変重要なことではないかと認識しております。

○八田ひろ子君 そうですね。私はもう本当にこの機会に労働基準法三十六條を抜本的に改正して、労働時間の上限、とりわけ一日の労働時間を、もうどんどん長くなっている、これを抑えるという、こういうことをやっていただきたいと思うんですね。三六協定なんかも労働時間の上限規制を罰則付きで企業に義務付ける、こういうことをやらなかつたらできないんですよ。

今言われましたように、男女の就業、登用機会が平等な国ほど、いわゆる男女共同参画社会が進んでいるところほど出生率が高くなっているのは世界的な傾向だということは周知の事実であります。今そういうのが阻まれているのが長時間、超過密労働であり、また夜勤労働、夜間とか交代制、変形労働なんですね。だから、こういう労働実態を私はもう是非早期に改めていただきたいというふうに思います。

次に、まだ労働問題いろいろ伺いたいです、時間がだんだん少なくなつてまいりましたので、法文にひとつ入りたいと思いますが、前文と第二条と第六条に規定されております、大変問題があるという言葉、「家庭や子育てに夢を持ち」という規定についてであります。特に六条、「国民の責務」と書いてあるので問題だという声も高くなつておりますが、衆議院でも、日弁連の代表の方が、これはライフスタイルに対する国民の価値観、生き方に対して一定の考え方、価値観を持つことを一律に国民の責務とするんだと、あるいは国連総会で採択された国際家族年宣言、ここで言われている、唯一の理想的な家族像の追求を避

けるべきだ、国家が押し付けてはいけないという、こういう精神にも反しているんじゃないか、だから削除が望ましいという、こういう意見も出ています。これに類似したのはたくさん出ているんですけれども。

私、民主党の提案者にちよつと伺いたいんですけれども、この家庭というのがどうしても、両親がいて子供がいる、こういう家庭のイメージで言われているんですが、今現実には母子家庭も、先ほど御答弁もあつたように、母子家庭もあれば父子家庭もあるし、法律婚もあれば事実婚とかいろいろな形態が現実にあります。そういう在り方、選択が否定されるのではないか、これが今問題になつていると思うんですね。私も日本共産党は、野党の皆さん方、民主党や社民党の皆さんと一緒に選択的夫婦別姓も含む民法改正案を国会に提出しております。

午前中の中で、非嫡出子の差別をするものではないという御意見もありましたけれども、この規定ですね、前文、二条、六条にあります。これは夫婦別姓とかいろんな結婚形態、あるいはいろんな家族の在り方、これを否定する、選択の幅を狭める、こういう役割を果たすわけではないですね。それは当然この法律でも認められると、こういうふうに受け取つてよろしいでしょうか。

○衆議院議員 肥田美代子君 委員おっしゃいますように、家族の形、それから家庭の形はもうそれぞれ千差万別でございます。父子家庭もある、母子家庭もある、シングルもあるということで、これはもうそれぞれの人々の生きざまの問題でございます。

そこで、先ほどおっしゃいました夫婦別姓の問題ですね、このことをもちろんこれから私も進めていきたいと思つておりますし、民主党としましては、選択的夫婦別姓、これはもう本当にもう遅いぐらいだと思つております。

実は、私は、三十数年前ですが、結婚するときに、親に、是非自分の姓を継げと言われましてたけれども、夫の方は嫌だと言う。そこで私は、本

に結婚というのは大変なことだということ、やめようかと思つたほどでございますので、是非皆さんと一緒にこの法律の制定、頑張つてまいりたいと思います。

○八田ひろ子君 本当にそのとおりで、私もこの参議院で選択的夫婦別姓の提出者の一人として答弁もさせていただいたんですが、こういう法律がもしできるとすれば、きちんと、選択的夫婦別姓を含む民法改正もこの委員会が審議するわけですから、成立したいというふうに思います。

自民党の提案者の方にも、もう一度確認でございます。ある一定の家庭像を押し付けるものであつてはいけないと私は思いますが、そのとおりでしょうか。

○衆議院議員(荒井広幸君) 全くそのとおりでございます。

○八田ひろ子君 今後、いろんなところで啓発活動もされるということでしようが、その中には必ずそういう観点をに入れていただく、また自己決定権の問題も入れていただきたいというふうに思います。

そこで、時間も余りないんですけれども、前文ですね。これも非常に問題になつていて、「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、」の衆議院段階での修正の問題ですね。衆議院の議論の中でも答弁をされておりますように、個人の自己決定権が尊重される、これは提案者の方も異論はないと何度もおっしゃつておられます。しかし、この修正の方法は、「個人の決定に基づくものではあるが、」と書いてあるので、少子化の進展に歯止めを掛けることが最優先なんだと読めなくもないという御意見が何度も出てまいります。

そこで、今回の基本理念について、先ほどの参議院の本案議では、これは「あるが、」じゃなく、「結婚や出産は個人の自由な選択に委ねられるべきものである。」と、こうなつていふんですね。今回の基本理念について、少子化に対処するための施策は、結婚及び出産は個人の決定に基

づくものであることを前提として講ぜなければならぬ、というのが当然であると、このところを確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(肥田美代子君) 結婚、出産が個人の選択に基づくということはもう自明の理でございますが、私は、この文章を読みまして、「決定に基づくものではあるが、」その後、じゃ反対のことをしゃべつていふとは思いませんし、「あるが、」で止めようという先ほどの御意見もありましたけれども、私は、「ものではあるが、」でも私は同じように意味が通るようになつております。

○八田ひろ子君 私にいただいた時間はもう残り少ない、ないですね。

○委員長(小川敏夫君) もう終わりました。

○八田ひろ子君 はい。

じゃ、最後に、この法律は妊産婦及び乳幼児に對し良質かつ適切な医療が提供される体制の整備、子供の医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものと、こういうふうにも書かれておまして、私どもは就学前の子供たちの医療費も国の制度として助成するようにという法律も出してありますけれども、現在、国はこういう医療費助成を行つていふすべての地方自治体に対してベナルティーをやつていて、四十九億円も補助金カットしている、こういうことも是非やめていただきたいということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○島袋宗康君 国会連絡会議の島袋宗康でございます。まず、提案者の皆さん方にちよつと質問をいたします。

少子化対策ではなく少子化社会対策基本法案とした理由は何か。また、単に対策法案ではなく対策基本法案とした理由も御説明いただきたいと思つています。

○衆議院議員(荒井広幸君) 本法律では、少子化社会対策も少子化対策も基本的には重なり合うものと考へております。

少子化社会対策という、社会を入れた場合に

は、出生率が低下して子供の数が減少しつつある社会において何をどう講じたらいかなということを目指しておりますし、少子化対策と、社会がない方でございますが、こちらは子供を生み、育てやすい環境を整備することによって少子化の進展に歯止めが掛けられると、そういう施策を指すだろうというふうに大きくは言えるんだらうというふうに思いますけれども、少子化社会対策、社会対策の方も、主たる内容はやはりそうした環境整備をすることによって、結果、少子化の進展に歯止めが掛けられるというふうになつておりますので、先ほど、少子化社会対策も少子化対策も基本的には重なり合う部分が多いと、こう申し上げた次第です。

いずれにいたしましても、その中で、第二条第三項、「子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならぬ。」と、こういうふうに入れておりますのは、子供を育てる側、産む側ばかりでなくて、ひとしく生まれたい子供がという育ちの観点も非常にここは入れているところでございまして、そういう観点に立ちますと、非常に幅広い内容になつておりますので、言つてみれば、社会というような方がふさわしいだらうということを考へております。

また、第二条第四項、先ほど申したのは三項でございますが、第二条の四項には、社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策が少子化の状況に配慮して講ぜられるべきということを規定しているわけでございまして、そういった幅広い、また包括的であるということから少子化社会対策と、このようにした次第でございます。

そしてまた、基本法というふうになつて大上段じゃないかというようなお話なのかもしれませんが、委員の先生方から様々な御指摘をいただいた確認させていただいたような内容でございますけれども、国民すべてが共通した、共有したやつぱり意識を持たないと、これはなかなか

成果が上らないというような、国民に向かつて申し上げる、そういった性格を有しておりますし、また同時に、基本理念を欠いたままやってまいりますと、これはやっぱり縦割り行政といううなことになるまして、なかなか成果が上らないではないかと。

ちょっと口幅つたい言い方でございますけれども、この法律は既に四年前に提出をいたしました。議連をいたしましては六年前に議連を結成しておるわけでございます。その間、この法律が議論されておらなかったわけでございますけれども、残念ながら合計特殊出生率は一・三二に下がっている、こういったことで、ますます総合的理念の下できちんと進めていくという対策が必要であろうと。そういったことで、総理大臣を長とする少子化社会対策会議を置きまして、その中で有機的に実効性が上がるようにしっかりと進めなければならぬというふうに思っております。

そして、大綱を作っていくわけでございますが、その大綱を作っていく中で様々な、各省庁あるいは自治体あるいは企業、それぞれの役割というものが中身が深く実施されていくんだというふうなふうに思っています。そして同時に、第八条は、必要な法制・財政上、その他の措置を講じるようにと、こういったことも言っております、これができまことによって、各関係の機関、そういったところも非常に目的達成のためのスピードあるいは必要な措置がいろいろと講じられるバックボーンができると、こういったことで基本法というふうにしていくところでございます。

○鳥袋宗康君　そこで、第五十一回国会に提出をされながら今日まで審議が遅れた理由についてはどのようにお考えなのか、それを御説明願いたいと思います。

○衆議院議員(荒井広幸君)　是非早く御議論いただきたいということでお願いをしまして、次第でございますが、途中で解散などもございました。そういったことがございましたけれども、先

ほども申し上げましたように、先生方と共有の、共通の認識を持ちつつも、様々な国会の審議上の都合等々、いろいろあったかと思っておりますけれども、少し遅かったなと、もともと先生方、委員の先生方と御議論をして、実のある基本法を成案していただければいいんではないかなというふうな思っておりますので、長期的にやってみようという少子化対策は時間がかかるということで、問題ではあるが、今すぐにとってもなあとというようなところも若干国民全体にもあったのかもしれないけれども、国会通して、今こうして参議院の先生方に御審議していただいているということで、実のあるものにしていただいて、いい成果がある法律にしていただきたいというふうに思っている次第でございます。

○鳥袋宗康君　我が国において急速な少子化が進行するとの見通しが初めて示されたのはいつごろですか、承りたいと思います。

○衆議院議員(福島豊君)　我が国の少子化に対する認識の経過について簡単に御説明いたします。

我が国におきましては、昭和四十年前後には合計特殊出生率はほぼ二・一程度で安定しておりました。しかしながら、昭和五十年代以降減り続けまして、一九九〇年、平成二年には、ひのえうまでありました一九六六年、昭和四十一年を下回りまして、いわゆる一・五七ショックという言葉を生んだところでございます。このところが一つの転換点に私はなっているというふうに考えております。

その後我が国の出生率は低下を続けまして、そうしたことを反映して、平成十年版の厚生白書では「少子社会を考える」という特集を組まれました。そして、少子化についての認識が深められたわけでございます。その後出生率の低下は続きまして、二〇〇二年、昨年には、二・〇八、これは人口置換水準でございますけれども、それを大幅に割り込む一・三二となっておりまして、以上、御説明させていただきました。

○鳥袋宗康君　本法案の前文において、少子化は社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっているとの認識を示すとともに、同時に、提案者におかれては、この事態を克服するべきとしておられますが、この事態が人々の価値観に根差すものであるとするならば、ある意味では歴史の趨勢であるとも言えるのであります。その克服は可能なのでしょうか。提案者の皆さん、御意見を承りたいと思います。

○衆議院議員(肥田美代子君)　確かに最近、子供をつくるという言葉がございまして、子供を産むとか育てるとかというこの価値観が随分変わってきたと思っております。ですから、議員おっしゃるように、確かに歴史の趨勢ではあるかと思っております。

ただ、それじゃ、世論調査によりますと、若い人たちが子供を産みたいけれども産むことを躊躇う、あるいは、それから、たくさん、三人以上産みたいけれども一人で我慢する、そういう結果が出ておりますけれども、これはやはり、生み、育てることの環境整備ができていないということの証左でございますので、このことをやはり克服しなければ我々の政治家としての役割を果たせないと思っておりますので、そのところをこの法律でもって環境整備をしたい。そうすれば、必ずやと申し上げませんが、少子化を克服することはできるのではないかと、総合的な施策がこれから図られると私は信じております。

○鳥袋宗康君　政府側の皆さんに質疑したいと思っております。

平成十一年十二月十七日の段階で少子化対策推進関係閣僚会議は少子化対策推進基本方針を策定しているにもかかわらず、平成十三年に本法案が議員立法として発議されるまで政府が内閣発議の法案を提出しなかったのはなぜなのか、その理由を承りたいと思います。

○大臣政務官(森田次夫君)　経緯でございますので提案者から御説明いただいた方がいいのかなと思うのでございますけれども、御指名でございます。

すので御答弁をさせていただきますと思います。

まず、先生御指摘のとおり、政府の少子化対策推進基本方針でございますが、これが十一年の十二月の十七日に決定されておるわけでございますけれども、実はその前に、平成十一年の十二月十日にこの少子化社会対策基本法案がこれ議員立法で提出をされておられまして、ただ、十二年の六月に衆議院が解散になりましたので、そこでもって廃案になったと。そしてまた、その後、十三年の六月に再提出されて、そしてその後、継続審議というところでもって今日に至っていると、こういう経緯であるというふうに私は承知をいたしております。

○鳥袋宗康君　少子化対策推進基本方針の中で、少子化対策の推進に当たっては次の基本的視点に立つことが適当とした中に、結婚や出産は当事者の自由な選択にゆだねられるべきであることの一項がありますが、本法案ではその趣旨は生かされているのかどうか、見解を承りたいと思っております。

○大臣政務官(森田次夫君)　御指摘のとおり、少子化対策推進基本方針におきましては、「結婚や出産は、当事者の自由な選択に委ねられるべきものであること」と記述されておまして、少子化への対応を図る際におきましてはこうした考え方を踏まえることが前提であると、このように認識をいたしております。

本法案の内容についてでございますけれども、政府としてコメントする立場にないわけでございますが、こうした点につきましては衆議院における審議過程におきましても大いに議論がされ、提案者から、結婚、出産に関する個人の自由、決定権を制約するものではない、そういった旨の重ねて明確な答弁がされたというふうに承知しております。

また、前文におきまして、もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものであるという文言を加える修正がなされたものと承知しておりますが、基本方針の基本的考え方と合致しているもの

と、このように考えておるわけでございます。

○島袋宗康君 厚生労働省は平成十五年度予算で子育て生活に配慮した働き方の改革を掲げ、約七十八億円の予算を計上し、新規事業として、育児休業を取得しやすい職場づくりや、多様な就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施や、就業生活活性化のための年単位の長期休暇制度導入に向けた取組等に取組を始めているが、その予算額は少なく、いささか心もとない気がします。今ごろやっとそんな取組を始めたのかと、これまたいささか遅きに失したのではないかと、いささか気がいらします。

それだけの事業の現状と今後の見通しについてお話をいただきたいと思います。

○政府参考人(渡辺芳樹君) お答えいたします。

少子化の流れを変えるために子育てしながら働き続けやすい環境を整備すると、これは大変重要な課題だという考え方に立ちまして、今年度の予算において、今御指摘の子育て生活に配慮した働き方の改革というふうにくくりましたけれども、その中に幾つか新規予算を盛り込んでおるところでございます。ただいま先生御指摘いただいたようなポイントが入っております。

そのうちの一つ目でございますが、育児休業を取得しやすい職場づくりにつきましては、男女別育児休業取得率等の目標達成に向けて事業主等に対して広報啓発を行う、それとともに、育児休業の取得促進に積極的な企業に対する育児休業取得奨励金制度の創設等を行うことといたし、こういうものでございます。平成十五年度、本年度の予算額といたしましては二億八千万円をこれに充てておりますが、子供を安心して生み、育てられる職場づくりに向けて社会全体の機運醸成を図る、こういうことによりまして、育児休業を取得しやすい職場の雰囲気を変え、従来、少子化の要因の一つとされてきた子育てと仕事の両立の負担感というものの軽減に資するものではないかというふうに考えております。

先生御指摘のもう一点でございますが、多様な就業型ワークシェアリング導入モデル開発事業の実施についてでございます。

平成十四年十二月の政労使合意を踏まえて選定された業種団体及びモデル事業所において短時間正社員制度等の多様な働き方の導入に取り組んでいただくこと等により、多様な就業型ワークシェアリングの普及促進を図ろうというものでござい

ます。予算額はこれも二億七千万円ということでございますが、男性を含めたすべての労働者が仕事時間と生活時間のバランスが取れる多様な働き方を選択することに寄与するというものではないかと考えております。

さらに、職場生活活性化のための年単位の長期休暇制度導入に向けた取組についてもお触れになりました。

これは、我が国における年単位の長期休暇制度の在り方や導入のための条件などについて検討するための研究会の開催や国内外の年単位の長期休暇制度に関する先進的な事例紹介を含んだシンポジウムの開催などを実施することとしております。予算は九千七百万円でございます。

年単位の長期休暇を付与する制度の導入に向けた取組を行うことにより、一面では子育て体制の再構築など、個人の全生涯を見据えた働き方と生活の在り方の見直しの機会を確保すると、こういう便に資するところがあるのではないかと、こういうふうに考えており、今年度の予算でございますので、しっかりとこれを執行してまいりたいというふうに考えております。

○島袋宗康君 この法案に関連しての予算の新規事業でありますけれども、金額を見ますと、非常に細かいような感じで、これで本当に少子化対策というふうな予算の組み方であるのかというふうなことについてはちょっと疑問に思いますけれども、その辺のいわゆる対策がこれで十分にいいのかどうか、もう一度説明願いたいと思えます。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 金額の多寡という点でございますけれども、今申し上げましたそれぞれの事業につきましては、それに必要な所要額を

計上しておるというものでございます。また、これは職場の中の雰囲気なり働き方という労使の話合いに属するもの、あるいは職場の中の職員同士の意識改革というような問題にもかかわるもの、こういう性質のものであるかと思えますので、いわゆる金額的にどんどん積み上げればたまたまという性質のものともちょっと違う側面がございますので、労使の関係や意識改革という側面に照らして所要額を計上してあるものでござい

ます。

○島袋宗康君 母子家庭の現状、すなわち母子家庭数、母子家庭児童数、母子家庭の母の就労状況等、日常生活支援事業の拡充対策においてどのようになっているのか、お伺いいたします。

○政府参考人(渡辺芳樹君) 母子家庭の就労支援あるいは福祉の向上という点も、こうした子育てあるいは少子化のための様々な対策の中で重要なポイントであるというふうに認識しております。今お尋ねございましたけれども、母子家庭の現状に関するちよっと基礎的な数値を申し上げます。

直近の全国母子家庭等調査というのは、平成十年度のものになるわけでございますが、母子世帯数が九十五万四千九百世帯で、その五年前に比べますと二〇・九%の増加となっております。こうした母子家庭における、母子世帯における児童、二十歳未満の児童の総数でございますが、約百五十二万人に上っております。母子家庭のお母さんたちの就労状況でございますが、八四・九%が就業しており、一三・六%が不就業ということでございました。就業している方の中で常用雇用者が五〇・七%、臨時・パートは三〇・八%という数字になっておるのがこの調査の結果でございます。

こうした状況を踏まえまして、母子家庭対策につきましては、これも先生御承知のとおり、昨年の秋の臨時国会におきまして、十一月でござい

ますが、母子及び寡婦福祉法等の改正が行われました。この中では、特に母子家庭の就労支援に主眼を置きながら、子育て生活支援策等を総合的に展開すると、こういうこととしたところでござい

ます。そういう中で、ヘルパーを派遣して行う家事援助の関係の事業につきまして内容も拡大するということをして対応しているところでござい

ます。

○島袋宗康君 時間ですので、最後に、この少子化社会対策会議はいつ開催されるのか。

○委員(小川敏夫君) 答弁は簡潔にお願いします。

○政府参考人(山本信一郎君) 法の施行につきましては、公布の日から六月を超えない範囲で政令で定める日となっております。現時点で具体的な時期を申し上げる段階にはございませんけれども、この法律が成立をいたしましたら、関係省庁ともよく相談をして、できるだけ速やかに会議を設置し開催したいという具合に考えております。

○島袋宗康君 時間ですので終わります。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩でございます。

私は、今回のこの少子化社会対策基本法案ですが、この審議に当たって、一九八五年、私が大学に入学したときのあることを思い出しました。私の下宿先の御主人が、これは自分の書いた本だと言って一冊の本を私に手渡ししました。その本を探して、ちよっとなかつたんですけれども、要は、我が国においても人口爆発を抑制せよという、そういう趣旨の本なんです。データは八〇年代だったと思うんですけども、我が国の合計特殊出生率は二・二幾つでした。当時一番低いところで西ドイツが一・七五。その御主人が言うには、黒岩君、とにかく子供は二人までだよと。そういう教えを受けまして、残念ながら私、その教えのままに今独身で子供おりませんので、教えに背くことでござい残念に思っているんですが。

私が申し上げたいのは、それから二十年もたたないうちに、本当に正に未曾有だと思えます、このような急激な少子化が進んでいくという、そのことに對して、私は、経済的に、そして社会的に憂慮しているという点では、この法案、こういう

たものが必要ではあるかと思っております。ただ、やっぱり読めば読むほどいささか以上の問題があるという、その視点で私は今日質問させていただきます。

まず一点は、やはりこの法案の条文を見る限り、幾ら基本法といえど、実効性がどのくらいあるんだろという、このことが懸念の一点目です。もう、二点目は、これも再三今日も議論されていますけれども、やはりどこか結婚をせよ、子供を産めというような価値観というものが、どうしても私はこの法案の中からいがかぎ取れて致し方ないんです。今日は時間ありませんので、ざっくりと大まかにこの二点を解きほぐしていきたいと思います、そう思っております。

まずは厚労省に御質問をいたします。

この法案、十条から十三条、ここは厚労省マターだと思えます。一個一個丁寧に細かく書かれているんですが、しかし、やはりよく読むとこの対策というのは、私からすれば今までもやってきたのではないかと、そして今もやっているんじゃないかと思うんですね。逆にやっていないと言われれば、私は少子化に対する役所の怠慢だと思います。

どうでしょうか。厚労省として、この十条から十三条にいろいろと記載されている施策については対応を取ってきたのかどうか。お答えください。

○大臣政務官(森田次夫君) 十条から十三条は厚労省関係でございますけれども、これらにつきましては今までも実施をしております。今後一層の充実を図っていく必要があると、こういうことでもって条文化をしたと、こういうことでございます。

○黒岩宇洋君 関連してくどく聞きますけれども、この基本法がなければ今後より一層充実していくことはできないんでしょうか。

○大臣政務官(森田次夫君) 何というんですかね、ばらばらに、やはり省庁ごとにばらばらで今までやってきた嫌いもあったんではないかなと

いうふうに思います。そうした中で、やはり一本化して総合的にやっぱり推進していく必要があると。そういう点で、この私は基本法はいいんではないかな、このように理解をいたしております。

○黒岩宇洋君 これはもう質問しませんが、十三条で厚労省の中で完結する話だと思うんですよ。ですから、私は関係各省庁というのは今まで一生懸命取り組んできたと思うんですよ。そういう意味で、これが新たに基本法として成立して何が変わるのかなという、これは疑問として呈しておきます。

さらに、これ進んで十四条。これ文科省マターなんですけれども、ここになると、もう読めば読むほど私、今まで文科省がきっちりやってきたことだと思えますよ。副大臣笑っていらっしゃいますけれども、私はそう思うんですよ。

同じ質問をします。この十四条に書かれている施策というのは今までやってこなかったのかどうか。お答えください。

○副大臣(河村建夫君) ゆとりある教育の推進ということで第十四条を定めていただきましたが、ゆとり教育といいますが、いろいろ御意見あるのではありませんが、教育にゆとりをとる言葉が開始しましたのは、実は昭和五十二年から五十三年の新しい学習指導要領を作りましたときに、ゆとりある充実した学校生活の実現ということで、それは学習負担の適正化という言葉を使っておりますが、そういう形で出てきておるわけでありまして、やっぱり、子供たちが心豊かに育つ、やっぱり心に余裕を持って、学校が楽しいところであり、そしてやっぱりそのために、しっかりと学ぶためにも時間的にも精神的にもゆとりある教育が必要だ、やっぱり詰め込み教育は良くないというのがあのころからのずっと声であつたと思うんですね。そういう形で進めてきたわけでございますから、やっていないのかと言われればそうじゃなくて、そういう方向で進めてきたところでござい

ます。

特に、ゆとりある学校教育の実現ということで、今申し上げましたように時間的にも精神的にもゆとりを活用して学力もちゃんと付けるようにしなきゃいかぬと。そのためには、習熟度別教育といいますが、教職員の定数も改善をできるだけきめ細かな教育ができるようにということもやってまいりましたし、さらに、その成果をすべて小中学校に普及していきたいということで学力向上プロジェクト事業なんというようなことで実施もしてきておるわけでございます。そしてさらに、子供の豊かな人間性をはぐくんでいこうということでも国や地方公共団体にも推進体制の整備をお願いする、あるいはモデル事業をやっていたということのようなこと。特にこのたび、このたびといいますが、昨年から学校五日制という問題が出てまいりまして、そこにおいてはそうした社会的体験といいますが、そういうものをしっかりとやっていく。さらに、少子化対策等も含めて子育てのヒント集として家庭教育手帳を作る、そういうものを配付する、そして子供たちの発達状況に応じた子育て講座の実施とか子育てサポーターというようなことで実は家庭教育の支援も図ってきたところでございます。

○黒岩宇洋君 ありがとうございます。もう副大臣にはお聞きしません。

副大臣が文科省を代表してやっぱり一生懸命やってきたということとどうと述べれば述べていただくほど、じゃこの基本法要るのかしらという反比例した結果が私、何となくくっきりと見えてきたような気がします。

これはちょっと通告してないんですけども、荒井先生にちよっとお答えいただきたいんですが、今日午前中、岡崎委員の質問にもあつたんですが、中山会長が、会長がいらっしゃつたら私、中山先生にお聞きしたいんですが、要は法律を幾ら作つたって産まないものは産まない。これ、物すごいこと言っていると思うんですよ。じゃ法律要らないということかという、そういう話なんですよ。ですから、その真意は中山会長

しか分からないので、荒井先生お答えください、法律を幾ら作つたって産まないものは産まないんですか。

○衆議院議員(荒井広幸君) 価値観についてそれぞれお持ちでございますから、それについて環境整備をする、その環境整備をした結果、それが例えば法律あるいは予算、いろいろな意識の問題もありますね、周りの、支援体制というのもありま

す、そういう結果、自分の持っていた価値観というのが変わり得るということはあると思うんです。ただ、私たちが、先ほど中山会長がおっしゃったことは、結果的には、最終的には御自身の御判断と、こういうことになりまして、判断される方が産まないと思えば環境を整備しても産まないということはある得るんだらうということをおっしゃっているのだからうというふうに私は思いますが。

しかし、私たちが目指しているところは、今までもやってきたから基本法要らなくてもいいんじゃないかということではなくて、それぞれの役所がやってきましたけれども、やはりそれは力を合わせることで効果は二倍、三倍になるものもある。

それから、基本法の場合は、参議院でも高齢社会対策基本法というのを作っていただいたのが一番いい例だと思えますが、国民の皆さんと一緒に様々な考えていきたいと思います、そういうことを呼び掛けながら、法律という形でそれらを考え方をみんなで課題があれば協力していきましよう、という姿勢を表す、そういうものがある一つの基本法だというふうに思います。そういうところのみんなの協力、それぞれの立場を尊重し合いながらの協力というものを、価値観を認め合いながらの協力というものを呼び掛けていく、そういうことが私はむしろ二十一世紀の政治の在り方の一つだろというふうに思っています。

そういうところに成果が出てくるということですから、中山会長が先ほど御自身でお話をされましたと思いますが、大変誤解があるとい

う趣旨のお話をされておられましたので、この法案を皆さんと御一緒に審議していただいて内実のあるものにしていただければ、結果、選択してみよう、産んでみよう、こういうふうにしていただける、そういった夢のあるそういった社会を作っていく、みんなで協力する環境を作っていくと、そういったことの努力をしていく、問題があるところを取り除いていくというふうなことは非常に意味のあることだと思います。また、会長もそのような趣旨を言っておられます。

○黒岩宇洋君 そうしましたら、ちょっと引き続きこの質問を荒井先生にまたお答えいただこうと思うんですが、価値観についてちょっと私も踏み込ませていただきます。

やはり、産みたいけれども産めない、ですから産みたいと思った人に対して環境を整えると、これは私、法律であり政治だと思うんですね。当然、産みたく思えという、これは法律でもないし単なる倫理観なり価値観だと思うんですね。私は当然、提案者の皆様も産みたいと思えとは言わないと、そう思うんですね、ならばやはり特にこの「国民の責務」ところの「家庭や子育てに夢を持ち」、今日も何度も議論されてきました。私は、じゃこれが文言上、持つ社会の実現と、よろしいでしょう、確かに持ては言っていないと、社会の実現と。

ここで、午前中これも岡崎委員の質問であつたんですけれども、荒井先生お答えになった、要は、じゃ家庭や子育てに夢を持つことができる社会とは一体何かというときに、荒井先生はこうおっしゃられたわけですね。経済的、精神的、肉体的な負担、こういったものを除去するんだと、ちゅうちよなく、ちゅうちよさせる要因を取り除くんだと、こうおっしゃられました。私、それだったら、それこそこの文言で言う、それは「安心して子どもを生み、育てることができる社会」だと思ふんですね、だと思ふんですよ。

だから、私が言いたいかというと、これ、「家庭や子育てに夢を持ち」がなくても荒井先生

のおっしゃるような社会というのは私、実現できるし、そのことを指していると思うんですね。あえてやはりここに「家庭や子育てに夢を持ち」となると、要は産みたい人に対してのという後段じゃなくて、その手前のやはり産みたいと思つてくださいという、先ほどから私申し上げているメルクマールの上段の部分がこでちよとむき出しになって出ていると思うんですね。

その点で、質問の仕方としては、これ、「家庭や子育てに夢を持ち」という文言がなくてもこの国民の責務、目指す社会の実現というのは変わらないと思うんですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員（荒井広幸君） これは、二〇〇一年の参議院の方でも先ほどのお話がございました決議という形で、夢とそれから幸せを感じる、喜びを感じるでしょうか、そういった違いはあると思うんですが、一つ軌を一にするものかというのが先ほど来からのお話であつたことだと思うんですね。

私たちは少なくともそういう環境を整えるように、先ほどの夢というのは努力という意味もあるということでございますけれども、そういうふうにしていくことが、これは別に少子化社会とか少子化対策ということだけではなくて、我々が人間としてそれぞれが尊厳を持て生きていく上で非常にそこは理想に近い形になるんじゃないだろうか。その中で一つ少子化というものも選択の幅が広がって、じゃ産んでみようかという人も増えてくるということをお待ちするわけでございます。

実際に、じゃちよと少子化だけにかかわつてまいりますと、結婚された皆さんが、やはり二・五三人程度産みたいけれども、実際には二・一、二ぐらいでございますか、その差はなぜあるんだというのになると、先ほどの一くくりで言えば負担感というのは確かにあるんですが、もう一方の両立問題というのは、先ほど来から御議論が出ているように、みんなの意識、社会の意識、様々な意識改革の成果としてそういうものが成果を上げるわけですから、みんなそういうものを共有

してそういう問題に取り組んでいきましよう、という意味での努力という意味でいう夢もあるでしょう。そういったことを取り込まないと、今までもやってきたけれども、現実的には少子化が進んでいるという皮肉な結果にも取られてもいいたと思ふんですね。

ですから、そういったことをみんなで意識を持って協力し合ひましよう、しかしそれぞれの価値観押し付けるものではない。しかし、みんなが共有すれば、これは私の私見でございますけれども、恐らくどのような環境、様々な問題に対応しようという、それらの問題を除去する私は非常に望ましい社会、ひいては日本という国になっていくんじゃないかなと、そういったことを期待しながら私個人は携わっている次第でございます。

○黒岩宇洋君 ちょっと私なかなか理解しづらいたんだけれども、殊更強調するのは、私、先ほど申し上げましたが、結婚もしていないし子供もつくっていないんですが、そのこと自体にはじくじたる思いでございます。ただ、やはり「家庭や子育てに夢を持ち」という文言になると、これはやっぱり相当違和感を覚えることは確かなんです。そこまで責務として言われるのかというのが率直な気持ちです。

先に進みます。

それで、じゃもう一つお聞きしたいんですが、今日も幾つか議論には出ていましたけれども、いわゆる未婚の女性、母親が子供を産むという、このことについてはどうお考えですか。

○衆議院議員（肥田美代子君） 未婚の母であろうと既婚の母であろうと、私はそれぞれの女性の生き方だと思っております。ですから、この法律がかぶせる子供たちは、既婚の母の子供だろうと未婚の母の子供であろうと同じでございます。

○黒岩宇洋君 多様な結婚観というものを肯定されたということもあるでしょうし、裏を返せば、少子化対策になるんだつたら既婚だろうが未婚だろうが子供を産みやすい環境にしていくという、そういうことですね。——分かりました。これも

また個人の価値判断なので、ちよと確認で聞いたんですね。

それで、これ十七条に、やはり教育ということろで触れているんですね、私、ここはどうしても、この「家庭が果たす役割」というところがいわゆる標準家庭じゃないかという議論がありました。その見解については聞かせません。

ただ、私は、今の未婚云々についてやはり重要なのは、そのことに対するやっぱり差別感ですね。要するに、片方の親御さんしかいないお子さん、そしてその片方の親御さんに対してやはり社会的な差別意識があれば、なかなかこういった多様な結婚観で子供というものが生まれてこないと思つていられるんですね。

ですから、むしろこの教育の中に、こういった啓発をうたうんだつたら、未婚の親や子に対する偏見を除去させる、そういう教育も文言で入れてほしいと思つたんですね、この点についてはいかがでしょうか。

○衆議院議員（五島正規君） その点については御指摘のとおりでございます。先ほど肥田議員からお答えいただきましたように、子供を育てていく、社会全体で育てていくということ、そのことの中において差別というものは最もその子育てを困難にする一つの大きな要因だと思つております。そういう意味で、そういう偏見があつてはならない、差別があつてはならないことは当然でございます。

そういう意味において、ここに規定しております「安心して子どもを生み、育てることができ社会的形成について」の国民の教育及び啓発というのは、個人の自由を尊重する、そういう教育及び啓発が含まれているものというふうに考えております。

○黒岩宇洋君 分かりました。

そうしましたら、これ、ちよとおぼろげな質問で恐縮なんですけれども、確かに少子化の原因というのはいろいろあると思うんですね。確かにたくさんあるでしょう。それについての対応が

この法案にも書かれているんですけども、答弁者、どなたになるんですかね、これやっぱり、端的に一つ挙げたならば、今多くの国民が子供を産まない原因というのは、最大の要因が何かと聞かれたら何を挙げますでしょうか。

○衆議院議員(五島正規君) やはり今子供を産まない最大の原因というのは、子供を持つことに対する負担感、恐怖、あるいはそのことによる様々な社会生活の束縛ということを非常に大きく感じておられるということが一つあると思います。そのことをどのように解決していくかということが本法の大きなねらいでございます。

加えて、やはり今非常に勢いにおいて、女性にもでございますが、男性不妊が非常に増えています。この原因は非常に衆議院段階においても議論されましたが、不妊治療ということを生殖補助医療というふうに曲解しての議論が大変あったわけでございますが、この不妊の非常な増加というものの対してはやはりきちっと対応していかなければいけない。

そういう意味においては、望まない妊娠の防止と併せて、自らの健康を守っていける、そういう学校における、あるいは社会における教育というものが必要なのではないかとこのように思っています。

○黒岩宇洋君 私、何で今の質問をしたかというと、五島先生が最初に答えられた、やっぱり子供を持つことへの負担感、恐怖、私はやはり簡単に言えばこれが一番大きい原因だと思ふんですよ。

私の同世代も今、子育てしていますけれども、やはり田舎から出てきて杜宅が何かで暮らす人たちは、要するに三世同居もしていません。地域が子供を預かってくれることもありません。とにかく子供とずっと一緒にいるという、この負担感というのは非常に大きいわけですね。

この第二条の基本理念で、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という認識、言い換えれば、実はこの第一義的責任の重過ぎが私は子供を産まない最大の要因だと

思っているんですよ。

ですから、私は、この基本理念に第一義的責任という、父、母、そして保護者に対してこのことをうたうことというのは、私、最大に今の現状を認識していないんじゃないかという、ちょっときつい言い方ですけども、だと思っているんです。やはり今の本質をちょっと見誤っているんじゃないかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○衆議院議員(五島正規君) 子供に対して、どのような表現をしようとも、親が、男性であれ女性であれ、親が第一義的責任を持つということは、私は当然だろうと思っています。それを否定したところにおいては、親子関係あるいは子孫の繁栄というのはあり得ないだろうと。

問題は、社会の構造によって、その親の責任というものを、親の単独の、独自の努力だけにおいてはなかなか果たせない。そのギャップというものはその時代その時代において様々に現われてきます。今日の日本においては、特に企業社会と言われている中においては非常に大きなものになってきているというふうに思っています。

そういう意味において、国、地方、そして企業の責務というものを述べているのであって、そのことと子供に対する直接的な第一義的責任が親にあるということとは矛盾しないものと考えています。

○委員長(小川敏夫君) 時間が過ぎていきますので、もうまとめてください。

○黒岩宇洋君 分かりました。

これ、内閣委員会で取り扱った食品安全基本法案に同じような文章が出てくるんですね。これは実は、食品の安全は生産者が第一義的責任だと。私、これとダブってしょうがないんですよ。食の生産者と親というのが同じように述べられているような気がして仕方ないんです。

私、やはり一義的責任というものをここまで強調されて、そしてなおかつ子育てに夢を持っているのは、私、明らかに論理矛盾だと思っているこ

とを指摘して、質問を終わらせていただきます。

う取り計らいます。

○委員長(小川敏夫君) 本日の質疑はこの程度といたします。

○委員長(小川敏夫君) 次に、本連合審査会における政府参考人の出席要求に関する件及び参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(小川敏夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本件につきましては、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと認める者あり〕

午後三時八分散会

○委員長(小川敏夫君) 連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、少子化社会対策基本法案について、厚生労働委員会から連合審査会開会の申入れがありました場合には、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと認める者あり〕

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと認める者あり〕

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと認める者あり〕

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと認める者あり〕

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

平成十五年七月十一日印刷

平成十五年七月十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C